

このページに原稿はありません

第4章 介護保険サービス等の実績と見込み

1 介護保険サービス量等の見込み

(1) サービス量等推計および保険料決定の流れ

計画期間における介護サービス量および給付費等の見込みについては、国の示した推計手法に従い、人口推計、要介護・要支援認定者数や給付実績をもとに推計します。

1 被保険者数および要介護・要支援認定者数の推計

過去の出生率や転出入による移動人口の割合、一定規模以上の新規住宅開発などの要因を加味した区の人口推計に基づき、第8期期間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）、令和7（2025）年度の被保険者数を推計する。推計した被保険者数と第7期期間中の要介護認定率の状況から、要介護・要支援認定者数を推計する。

2 サービス量の推計

1で推計した要介護・要支援認定者数と、第7期期間のサービス利用状況を用いてサービス利用者数を自然体推計し、「介護離職ゼロ」に向けた対応等の介護サービス量を踏まえてサービス利用者数を推計する。

3 地域支援事業量の推計

過去の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業および任意事業の実績に基づき、地域支援事業費を推計する。

4 介護保険給付費の推計

2のサービス量の推計と3の地域支援事業量の推計をもとに、第8期に必要な介護（予防）給付費を推計する。また、特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費等のその他の給付費および過去の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業および任意事業の実績に基づき、地域支援事業費を推計する。

5 介護保険料基準額および所得段階別保険料の設定

第8期期間の介護保険給付費推計、保険料段階別の被保険者数の推計および国が示す保険料算定に必要な係数をもとに、第8期の介護保険料基準額および保険料段階を設定する。

※推計にあたっては、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムである地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を用いています。
※新型コロナウイルス感染症による影響があるサービスについては、過去の実績をもとに適切に推計していません。

(2) 第1号被保険者数および要介護・要支援認定者数の実績と見込み

ア 第1号被保険者数

第1号被保険者数をみると、いずれの年度の前期高齢者（65～74歳）および後期高齢者（75歳以上）においても、おおむね計画値どおり推移しています。

第1号被保険者数は、人口推計では高齢者人口の増加が見込まれていることから第8期も増加傾向としました。令和5（2023）年度には令和2（2020）年度の1.07倍となる見込みです。特に後期高齢者である75歳以上は、令和5（2023）年度には令和2（2020）年度の1.13倍まで増加することが見込まれます。

図表1 第1号被保険者数の実績と見込み

		実績			見込			
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)
第1号被保険者数	計画値	24,726人	25,120人	25,419人	25,775人	26,284人	27,216人	28,310人
	実績値	24,739人	25,127人	25,398人	-	-	-	-
	計画比	100.1%	100.0%	99.9%	-	-	-	-
65～74歳	計画値	12,292人	12,397人	12,600人	12,574人	12,357人	12,445人	12,662人
	実績値	12,187人	12,204人	12,276人	-	-	-	-
	計画比	99.1%	98.4%	97.4%	-	-	-	-
75歳以上	計画値	12,434人	12,723人	12,819人	13,201人	13,927人	14,771人	15,648人
	実績値	12,552人	12,923人	13,122人	-	-	-	-
	計画比	100.9%	101.6%	102.4%	-	-	-	-

※令和2（2020）年度までは介護保険事業状況報告（各年9月末）、令和3（2021）年度以降は区推計資料

イ 要介護・要支援認定者数

第7期の要介護・要支援認定者数をみると、平成30（2018）年度はほぼ想定どおりでしたが、令和2（2020）年度は計画比約9割と想定より低い結果でした。これらの状況を踏まえ、高齢者人口の増加とともに要介護・要支援認定者数は増える傾向にあることから、令和5（2023）年度には令和2（2020）年度実績値の1.11倍と見込みました。

図表2 要介護・要支援認定者数の実績と見込み

		実績			見込			
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)
認定者数	計画値	5,123人	5,386人	5,680人	5,404人	5,570人	5,807人	6,047人
	実績値	5,085人	5,167人	5,236人	-	-	-	-
	計画比	99.3%	95.9%	92.2%	-	-	-	-
要支援1	計画値	723人	754人	783人	807人	833人	869人	906人
	実績値	744人	760人	787人	-	-	-	-
	計画比	102.9%	100.8%	100.5%	-	-	-	-
要支援2	計画値	618人	669人	723人	640人	656人	686人	712人
	実績値	615人	633人	618人	-	-	-	-
	計画比	99.5%	94.6%	85.5%	-	-	-	-
(要支援者計)	計画値	1,341人	1,423人	1,506人	1,447人	1,489人	1,555人	1,618人
	実績値	1,359人	1,393人	1,405人	-	-	-	-
	計画比	101.3%	97.9%	93.3%	-	-	-	-
要介護1	計画値	1,046人	1,107人	1,168人	1,119人	1,154人	1,204人	1,249人
	実績値	1,049人	1,117人	1,085人	-	-	-	-
	計画比	100.3%	100.9%	92.9%	-	-	-	-
要介護2	計画値	879人	916人	959人	875人	902人	941人	982人
	実績値	860人	839人	846人	-	-	-	-
	計画比	97.8%	91.6%	88.2%	-	-	-	-
要介護3	計画値	720人	746人	769人	776人	801人	835人	873人
	実績値	727人	706人	751人	-	-	-	-
	計画比	101.0%	94.6%	97.7%	-	-	-	-
要介護4	計画値	604人	629人	667人	686人	707人	734人	764人
	実績値	603人	600人	662人	-	-	-	-
	計画比	99.8%	95.4%	99.3%	-	-	-	-
要介護5	計画値	533人	565人	611人	501人	517人	538人	561人
	実績値	487人	512人	487人	-	-	-	-
	計画比	91.4%	90.6%	79.7%	-	-	-	-
(要介護者計)	計画値	3,782人	3,963人	4,174人	3,957人	4,081人	4,252人	4,429人
	実績値	3,726人	3,774人	3,831人	-	-	-	-
	計画比	98.5%	95.2%	91.8%	-	-	-	-

※令和2（2020）年度までは介護保険事業状況報告（各年9月末）、令和3（2021）年度以降は区推計資料
 ※要介護・要支援認定者数は、第2号被保険者も含む

(3) 介護保険サービスの実績と見込み

ア 居宅サービス

図表3 居宅サービスの実績と見込み(1)

サービス区分			実績			見込			
			平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)
訪問介護	回/月	計画値	22,086	23,422	25,320	19,533	20,576	21,718	22,454
		実績値	18,822	18,711	19,324	-	-	-	-
		計画比	85.2%	79.9%	76.3%	-	-	-	-
	人/月	計画値	1,089	1,145	1,215	983	1,033	1,083	1,131
		実績値	1,008	997	969	-	-	-	-
		計画比	92.6%	87.1%	79.8%	-	-	-	-
訪問入浴介護 (介護予防含む)	回/月	計画値	488	528	582	379	401	421	441
		実績値	341	320	379	-	-	-	-
		計画比	69.9%	60.6%	65.1%	-	-	-	-
	人/月	計画値	101	109	120	69	72	76	80
		実績値	73	66	69	-	-	-	-
		計画比	72.3%	60.6%	57.5%	-	-	-	-
訪問入浴介護	回/月	計画値	488	528	582	379	401	421	441
		実績値	341	320	379	-	-	-	-
		計画比	69.9%	60.6%	65.1%	-	-	-	-
	人/月	計画値	101	109	120	69	72	76	80
		実績値	73	66	69	-	-	-	-
		計画比	72.3%	60.6%	57.5%	-	-	-	-
介護予防 訪問入浴介護	回/月	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-	-
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-
	人/月	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-	-
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-

※令和2(2020)年度までは介護保険事業状況報告(令和2(2020)年度のみ4~9月分)、令和3(2021)年度以降は区推計資料

図表4 居宅サービスの実績と見込み(2)

サービス区分			実績			見込				
			平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)	
訪問看護 (介護予防含む)	回/月	計画値	7,999	8,829	9,930	13,062	13,275	13,937	14,621	
		実績値	9,118	10,536	12,802	-	-	-	-	
		計画比	114.0%	119.3%	128.9%	-	-	-	-	
	人/月	計画値	802	886	994	1,095	1,114	1,169	1,227	
		実績値	886	978	1,072	-	-	-	-	
		計画比	110.5%	110.4%	107.8%	-	-	-	-	
訪問看護	回/月	計画値	7,187	7,866	8,779	11,749	11,934	12,531	13,159	
		実績値	8,364	9,472	11,536	-	-	-	-	
		計画比	116.4%	120.4%	131.4%	-	-	-	-	
	人/月	計画値	695	758	840	954	970	1,018	1,070	
		実績値	788	867	936	-	-	-	-	
		計画比	113.4%	114.4%	111.4%	-	-	-	-	
介護予防 訪問看護	回/月	計画値	812	963	1,151	1,313	1,341	1,406	1,462	
		実績値	754	1,064	1,266	-	-	-	-	
		計画比	92.9%	110.5%	110.0%	-	-	-	-	
	人/月	計画値	107	128	154	141	144	151	157	
		実績値	98	111	136	-	-	-	-	
		計画比	91.6%	86.7%	88.3%	-	-	-	-	
訪問リハビリ テーション (介護予防含む)	回/月	計画値	949	977	1,044	708	761	832	863	
		実績値	684	750	390	-	-	-	-	
		計画比	72.1%	76.8%	37.4%	-	-	-	-	
	人/月	計画値	75	77	82	57	61	67	70	
		実績値	53	59	40	-	-	-	-	
		計画比	70.7%	76.6%	48.8%	-	-	-	-	
	訪問リハビリ テーション	回/月	計画値	893	921	988	659	712	765	786
			実績値	656	711	344	-	-	-	-
			計画比	73.5%	77.2%	34.8%	-	-	-	-
		人/月	計画値	69	71	76	52	56	60	62
			実績値	50	55	35	-	-	-	-
			計画比	72.5%	77.5%	46.1%	-	-	-	-
介護予防 訪問リハビリ テーション	回/月	計画値	56	56	56	49	49	67	77	
		実績値	28	39	46	-	-	-	-	
		計画比	50.0%	69.6%	82.1%	-	-	-	-	
	人/月	計画値	6	6	6	5	5	7	8	
		実績値	3	4	5	-	-	-	-	
		計画比	50.0%	66.7%	83.3%	-	-	-	-	
居宅療養管理指導 (介護予防含む)	人/月	計画値	1,004	1,109	1,220	1,207	1,221	1,284	1,324	
		実績値	1,022	1,107	1,186	-	-	-	-	
		計画比	101.8%	99.8%	97.2%	-	-	-	-	
居宅療養管理 指導	人/月	計画値	972	1,079	1,194	1,135	1,147	1,207	1,243	
		実績値	968	1,043	1,116	-	-	-	-	
		計画比	99.6%	96.7%	93.5%	-	-	-	-	
介護予防 居宅療養管理 指導	人/月	計画値	32	30	26	72	74	77	81	
		実績値	54	64	70	-	-	-	-	
		計画比	168.8%	213.3%	269.2%	-	-	-	-	

※令和2(2020)年度までは介護保険事業状況報告(令和2(2020)年度のみ4~9月分)、令和3(2021)年度以降は区推計資料

図表5 居宅サービスの実績と見込み(3)

サービス区分			実績			見込			
			平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)
通所介護	回/月	計画値	6,877	7,194	7,530	6,601	6,655	6,898	7,075
		実績値	6,464	6,637	6,382	-	-	-	-
		計画比	94.0%	92.3%	84.8%	-	-	-	-
	人/月	計画値	696	729	764	687	692	716	734
		実績値	688	706	633	-	-	-	-
		計画比	98.9%	96.8%	82.9%	-	-	-	-
通所リハビリ テーション (介護予防含む)	人/月	計画値	116	124	136	102	104	109	115
		実績値	98	101	101	-	-	-	-
		計画比	84.5%	81.5%	74.3%	-	-	-	-
通所リハビリ テーション	回/月	計画値	602	664	747	588	601	623	660
		実績値	502	531	580	-	-	-	-
		計画比	83.4%	80.0%	77.6%	-	-	-	-
	人/月	計画値	88	97	109	80	82	85	90
		実績値	75	78	79	-	-	-	-
		計画比	85.2%	80.4%	72.5%	-	-	-	-
介護予防 通所リハビリ テーション	人/月	計画値	28	27	27	22	22	24	25
		実績値	23	23	22	-	-	-	-
		計画比	82.1%	85.2%	81.5%	-	-	-	-
短期入所生活介護 (介護予防含む)	日/月	計画値	1,876	2,015	2,197	1,754	1,886	2,065	2,119
		実績値	1,766	1,887	1,452	-	-	-	-
		計画比	94.1%	93.6%	66.1%	-	-	-	-
	人/月	計画値	226	242	263	195	209	226	232
		実績値	200	208	167	-	-	-	-
		計画比	88.5%	86.0%	63.5%	-	-	-	-
短期入所 生活介護	日/月	計画値	1,849	1,977	2,148	1,750	1,882	2,061	2,115
		実績値	1,761	1,881	1,448	-	-	-	-
		計画比	95.2%	95.1%	67.4%	-	-	-	-
	人/月	計画値	221	235	254	194	208	225	231
		実績値	199	206	165	-	-	-	-
		計画比	90.0%	87.7%	65.0%	-	-	-	-
介護予防 短期入所 生活介護	日/月	計画値	27	38	49	4	4	4	4
		実績値	5	6	4	-	-	-	-
		計画比	18.5%	15.8%	8.2%	-	-	-	-
	人/月	計画値	5	7	9	1	1	1	1
		実績値	1	2	2	-	-	-	-
		計画比	20.0%	28.6%	22.2%	-	-	-	-

※令和2(2020)年度までは介護保険事業状況報告(令和2(2020)年度のみ4~9月分)、令和3(2021)年度以降は区推計資料

図表6 居宅サービスの実績と見込み(4)

サービス区分			実績			見込			
			平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)
短期入所療養介護 (介護予防含む)	日/月	計画値	293	305	442	179	251	300	303
		実績値	247	192	174	-	-	-	-
		計画比	84.3%	63.0%	39.4%	-	-	-	-
	人/月	計画値	32	33	49	19	25	30	30
		実績値	27	20	15	-	-	-	-
		計画比	84.4%	60.6%	30.6%	-	-	-	-
短期入所 療養介護	日/月	計画値	293	305	442	177	247	294	297
		実績値	246	188	173	-	-	-	-
		計画比	84.0%	61.6%	39.1%	-	-	-	-
	人/月	計画値	32	33	49	18	24	28	28
		実績値	26	19	14	-	-	-	-
		計画比	81.3%	57.6%	28.6%	-	-	-	-
介護予防 短期入所 療養介護	日/月	計画値	0	0	0	2	4	6	6
		実績値	1	4	1	-	-	-	-
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-
	人/月	計画値	0	0	0	1	1	2	2
		実績値	1	1	1	-	-	-	-
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-
福祉用具貸与 (介護予防含む)	人/月	計画値	1,611	1,735	1,879	1,779	1,812	1,900	1,996
		実績値	1,597	1,672	1,743	-	-	-	-
		計画比	99.1%	96.4%	92.8%	-	-	-	-
	福祉用具貸与	計画値	1,379	1,474	1,587	1,494	1,520	1,595	1,678
		実績値	1,382	1,421	1,467	-	-	-	-
		計画比	100.2%	96.4%	92.4%	-	-	-	-
介護予防 福祉用具貸与	計画値	232	261	292	285	292	305	318	
	実績値	215	251	276	-	-	-	-	
	計画比	92.7%	96.2%	94.5%	-	-	-	-	
特定福祉用具 購入費 (介護予防含む)	人/月	計画値	37	40	42	28	30	32	33
		実績値	33	29	28	-	-	-	-
		計画比	89.2%	72.5%	66.7%	-	-	-	-
	特定福祉用具 購入費	計画値	31	33	35	24	26	27	28
		実績値	28	24	24	-	-	-	-
		計画比	90.3%	72.7%	68.6%	-	-	-	-
特定介護予防 福祉用具購入費	計画値	6	7	7	4	4	5	5	
	実績値	5	5	4	-	-	-	-	
	計画比	83.3%	71.4%	57.1%	-	-	-	-	
住宅改修費 (介護予防含む)	人/月	計画値	24	25	28	20	21	21	22
		実績値	20	18	20	-	-	-	-
		計画比	83.3%	72.0%	71.4%	-	-	-	-
	住宅改修費	計画値	15	16	17	15	16	16	17
		実績値	15	12	15	-	-	-	-
		計画比	100.0%	75.0%	88.2%	-	-	-	-
介護予防 住宅改修費	計画値	9	9	11	5	5	5	5	
	実績値	5	6	5	-	-	-	-	
	計画比	55.6%	66.7%	45.5%	-	-	-	-	

※令和2(2020)年度までは介護保険事業状況報告(令和2(2020)年度のみ4~9月分)、令和3(2021)年度以降は区推計資料

図表7 居宅サービスの実績と見込み（5）

サービス区分			実績			見込			
			平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)
居宅介護支援 (介護予防含む)	人/月	計画値	2,424	2,551	2,700	2,553	2,600	2,724	2,822
		実績値	2,350	2,432	2,496	-	-	-	-
		計画比	96.9%	95.3%	92.4%	-	-	-	-
居宅介護支援	人/月	計画値	2,073	2,176	2,300	2,155	2,192	2,297	2,379
		実績値	2,046	2,087	2,110	-	-	-	-
		計画比	98.7%	95.9%	91.7%	-	-	-	-
介護予防支援	人/月	計画値	351	375	400	398	408	427	443
		実績値	304	345	386	-	-	-	-
		計画比	86.6%	92.0%	96.5%	-	-	-	-

※令和2（2020）年度までは介護保険事業状況報告（令和2（2020）年度のみ4～9月分）、令和3（2021）年度以降は区推計資料

イ 地域密着型サービス

図表 8 地域密着型サービスの実績と見込み（1）

サービス区分			実績			見込			
			平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	人/月	計画値	44	55	79	28	29	30	31
		実績値	27	28	23	-	-	-	-
		計画比	61.4%	50.9%	29.1%	-	-	-	-
夜間対応型 訪問介護	人/月	計画値	75	82	94	67	67	71	72
		実績値	61	60	65	-	-	-	-
		計画比	81.3%	73.2%	69.1%	-	-	-	-
地域密着型 通所介護	回/月	計画値	3,464	3,628	3,777	3,255	3,271	3,313	3,366
		実績値	3,182	3,295	2,998	-	-	-	-
		計画比	91.9%	90.8%	79.4%	-	-	-	-
	人/月	計画値	495	519	541	461	463	469	475
		実績値	465	462	407	-	-	-	-
		計画比	93.9%	89.0%	75.2%	-	-	-	-
認知症対応型 通所介護 (介護予防含む)	回/月	計画値	831	871	932	808	829	870	897
		実績値	762	763	808	-	-	-	-
		計画比	91.7%	87.6%	86.7%	-	-	-	-
	人/月	計画値	86	90	96	83	85	89	92
		実績値	81	79	83	-	-	-	-
		計画比	94.2%	87.8%	86.5%	-	-	-	-
認知症対応型 通所介護	回/月	計画値	831	871	932	808	829	870	897
		実績値	762	763	808	-	-	-	-
		計画比	91.7%	87.6%	86.7%	-	-	-	-
	人/月	計画値	86	90	96	83	85	89	92
		実績値	81	79	83	-	-	-	-
		計画比	94.2%	87.8%	86.5%	-	-	-	-
介護予防 認知症対応型 通所介護	回/月	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-	-
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-
	人/月	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-	-
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-

※令和2（2020）年度までは介護保険事業状況報告（令和2（2020）年度のみ4～9月分）、令和3（2021）年度以降は区推計資料

図表9 地域密着型サービスの実績と見込み(2)

サービス区分			実績			見込			
			平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)
小規模多機能型 居宅介護 (介護予防含む)	人/月	計画値	44	54	79	58	60	62	64
		実績値	58	65	58	-	-	-	-
		計画比	131.8%	120.4%	73.4%	-	-	-	-
小規模多機能型 居宅介護	人/月	計画値	44	54	79	52	54	56	58
		実績値	55	60	52	-	-	-	-
		計画比	125.0%	111.1%	65.8%	-	-	-	-
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	人/月	計画値	0	0	0	6	6	6	6
		実績値	3	5	6	-	-	-	-
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-
看護小規模 多機能型居宅介護	人/月	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-	-
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-

※令和2(2020)年度までは介護保険事業状況報告(令和2(2020)年度のみ4~9月分)、令和3(2021)年度以降は区推計資料

ウ 施設サービス

図表 10 施設サービスの実績と見込み

サービス区分			実績			見込			
			平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)
施設サービス利用者数	人/月	計画値	598	608	630	604	614	625	676
		実績値	620	559	568	-	-	-	-
		計画比	103.7%	91.9%	90.2%	-	-	-	-
介護老人福祉施設 (地域密着型含む)	人/月	計画値	406	412	430	424	431	439	471
		実績値	417	383	391	-	-	-	-
		計画比	102.7%	93.0%	90.9%	-	-	-	-
介護老人福祉施設	人/月	計画値	348	354	365	337	344	352	384
		実績値	359	326	333	-	-	-	-
		計画比	103.2%	92.1%	91.2%	-	-	-	-
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	人/月	計画値	58	58	65	87	87	87	87
		実績値	58	57	58	-	-	-	-
		計画比	100.0%	98.3%	89.2%	-	-	-	-
介護老人保健施設	人/月	計画値	169	173	177	165	168	171	188
		実績値	186	162	162	-	-	-	-
		計画比	110.1%	93.6%	91.5%	-	-	-	-
介護医療院	人/月	計画値	0	0	0	11	11	11	17
		実績値	0	7	11	-	-	-	-
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-
介護療養型医療施設 (※1)	人/月	計画値	23	23	23	4	4	4	-
		実績値	17	7	4	-	-	-	-
		計画比	73.9%	30.4%	17.4%	-	-	-	-

(※1) 「介護療養型医療施設」の廃止・転換期限は平成29(2017)年度末とされていたが、転換等の経過措置期間が令和6(2024)年度末まで延長された。

※令和2(2020)年度までは介護保険事業状況報告(令和2(2020)年度のみ4~9月分)、令和3(2021)年度以降は区推計資料

エ 居住系サービス

図表 11 居住系サービスの実績と見込み

サービス区分			実績			見込			
			平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)
居住系サービス 利用者数	人/月	計画値	565	599	641	624	698	723	748
		実績値	574	585	589	-	-	-	-
		計画比	101.6%	97.7%	91.9%	-	-	-	-
特定施設入居者生活 介護（介護予防・ 地域密着型含む）	人/月	計画値	502	536	573	543	617	642	667
		実績値	511	522	526	-	-	-	-
		計画比	101.8%	97.4%	91.8%	-	-	-	-
特定施設入居者 生活介護	人/月	計画値	476	511	549	498	566	589	612
		実績値	467	478	483	-	-	-	-
		計画比	98.1%	93.5%	88.0%	-	-	-	-
介護予防 特定施設入居者 生活介護	人/月	計画値	26	25	24	45	51	53	55
		実績値	44	44	43	-	-	-	-
		計画比	169.2%	176.0%	179.2%	-	-	-	-
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	人/月	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-	-
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-
認知症対応型 共同生活介護 （介護予防含む）	人/月	計画値	63	63	68	81	81	81	81
		実績値	63	63	63	-	-	-	-
		計画比	100.0%	100.0%	92.6%	-	-	-	-
認知症対応型 共同生活介護	人/月	計画値	63	63	68	81	81	81	81
		実績値	63	63	63	-	-	-	-
		計画比	100.0%	100.0%	92.6%	-	-	-	-
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	人/月	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-	-
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-

※令和2（2020）年度までは介護保険事業状況報告（令和2（2020）年度のみ4～9月分）、令和3（2021）年度以降は区推計資料

(4) 地域支援事業の実績と見込み

平成18(2006)年度に創設された地域支援事業は、要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域で自立した日常生活を営めるよう支援することを目的に、介護保険の財源により区市町村が取り組むこととされています。

地域支援事業は大きく「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つに分類することができ、各分野でさまざまな事業が展開されています。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

全国一律の予防給付(訪問介護、通所介護)を地域支援事業へ移行し、既存の介護事業所によるサービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア等の多様な主体によるサービスを提供する仕組みに見直し、人材や費用の効率化を図ることにより、要支援者等への効果的な支援を行うことを目的とした「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しています。

具体的な事業には、介護予防や生活支援を必要とする高齢者のための訪問型と通所型サービスを行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、高齢者の健康と自立生活を支援するため区が独自に行う「一般介護予防事業」があります。

①介護予防・生活支援サービス事業

図表 12 介護予防・生活支援サービス事業の実績と見込み

単位：人/月

介護予防・生活支援サービス事業		実績			見込				
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)	
訪問型サービス	計画値	326	346	366	288	297	306	324	
	実績値	287	279	251	-	-	-	-	
	計画比	88.0%	80.6%	68.6%	-	-	-	-	
	予防訪問サービス (従来型)	計画値	313	326	341	275	282	289	303
		実績値	277	268	239	-	-	-	-
		計画比	88.5%	82.2%	70.1%	-	-	-	-
	予防生活援助サービス (区独自緩和型)	計画値	13	20	25	13	15	17	21
		実績値	10	11	12	-	-	-	-
		計画比	76.9%	55.0%	48.0%	-	-	-	-
	指定事業者	計画値	10	15	20	11	12	13	15
実績値		9	11	12	-	-	-	-	
計画比		90.0%	73.3%	60.0%	-	-	-	-	
シルバー人材 センター	計画値	3	5	5	2	3	4	6	
	実績値	1	0	0	-	-	-	-	
	計画比	33.3%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	
通所型サービス									
予防通所サービス (従来型)	計画値	379	402	425	352	361	370	388	
	実績値	340	343	321	-	-	-	-	
	計画比	89.7%	85.3%	75.5%	-	-	-	-	
はつらつ健康教室 (短期集中型) (※1)	計画値	2,450	2,450	2,450	2,300	2,300	2,450	2,450	
	実績値	2,442	1,804	890	-	-	-	-	
	計画比	99.7%	73.6%	36.3%	-	-	-	-	
介護予防ケアマネジメント	計画値	467	495	524	383	421	463	560	
	実績値	436	399	321	-	-	-	-	
	計画比	93.4%	80.6%	61.3%	-	-	-	-	

(※1) はつらつ健康教室の単位は人/年

※令和2(2020)年度までは区作成資料(令和2(2020)年度のみ10月末)、令和3(2021)年度以降は区推計資料
ただし、はつらつ健康教室および介護予防ケアマネジメントは令和2(2020)年度のみ12月末

②一般介護予防事業

図表 13 一般介護予防事業の実績と見込み

単位：年間

一般介護予防事業		実績			見込			
		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)
介護予防普及啓発事業								
訪問健康づくり	計画値	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人
	実績値	15人	14人	9人	-	-	-	-
	計画比	75.0%	70.0%	45.0%	-	-	-	-
介護予防プログラムの普及	計画値	調査・検討	60カ所	70カ所	継続実施 団体数 10団体	継続実施 団体数 10団体	継続実施 団体数 12団体	継続実施 団体数 15団体
	普及箇所数	開発・周知	82カ所	37カ所	-	-	-	-
	実績値 継続実施 団体数	開発	継続実施 団体数 14団体	継続実施 団体数 2団体	-	-	-	-
	計画比	-	136.7%	52.9%	-	-	-	-
地域介護予防活動支援事業								
高齢者通いの場支援事業	計画値	新規8団体	新規8団体	新規8団体	6,332人	6,604人	6,837人	7,043人
	実績値 新規団体数	5団体	7団体	1団体	-	-	-	-
	参加者数	5,365人	6,332人	807人	-	-	-	-
	計画比	62.5%	87.5%	12.5%	-	-	-	-
「退職後の生き方塾」の開催 および活動支援	計画値	開催	活動支援	活動支援	-	20人	-	20人
	実績値 実施状況	開催	活動支援	活動支援	-	-	-	-
	参加者数	20人	-	-	-	-	-	-
	計画比	-	-	-	-	-	-	-
セカンドライフ応援セミナー (※1)	計画値				30人	30人	30人	30人

(※1) セカンドライフ応援セミナーは令和3(2021)年度より一般介護予防事業として実施

※令和2(2020)年度までは区作成資料(令和2(2020)年度のみ12月末)、令和3(2021)年度以降は区推計資料

イ 包括的支援事業

包括的支援事業は、高齢者支援の身近な相談窓口として機能する「地域包括支援センター（おとしより相談センター）の管理運営」、地域住民や各関係者が参加し、おとしより相談センターが中心となって開催する「地域ケア会議推進事業」、医療的ケアを必要とする在宅療養者やその家族の在宅療養生活を支援する「在宅医療・介護連携推進事業」、認知症高齢者の相談体制を強化し、早期発見・早期診断などの支援を行う「認知症施策推進事業」、地域の実情に応じた地域での助け合い、支え合いを推進する「生活支援体制整備事業」があります。

本区ではこれらの事業について、「中央区おとしより相談センター及び中央区地域包括支援センター運営協議会」を開催し、事業実績の振り返りと新たな事業計画を策定することで、包括的・継続的なケアマネジメントを推進しています。

①地域包括支援センターの管理運営

公正・中立な立場から介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う中核機関として、京橋、日本橋、月島の3地域におとしより相談センター（地域包括支援センター）を設置しています。各センターには社会福祉士や主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）、保健師などを配置し、高齢者や家族の支援を行っています。

②地域ケア会議推進事業

地域住民や医療・福祉・介護関係者等の参加のもと、おとしより相談センターが中心となり、「普及啓発型地域ケア会議」、「問題解決型地域ケア会議」および「資質向上型地域ケア会議」を開催しています。関係機関との情報共有や介護保険制度、高齢者福祉サービスの普及啓発のほか、地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じたきめ細かい支援につなげています。

図表 14 地域ケア会議開催実績

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
区	中央区地域ケア会議	1 回	0 回 (※ 1)
日常生活圏域	普及啓発型地域ケア会議	12 回	10 回
	問題解決型地域ケア会議	18 回	28 回
	資質向上型地域ケア会議	1 回	1 回 (※ 1)

(※1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和元(2019)年度<令和2(2020)年3月>の開催を中止した。

③在宅医療・介護連携推進事業

医療的ケアを必要とする在宅療養者やその家族の在宅療養生活を支援するため、本区では平成21（2009）年度から「中央区在宅療養支援協議会」を設置し、医療機関や介護サービス事業者等の多職種が連携したネットワークの効果的な運用や在宅療養に必要な施策等に関しての協議を行っています。

また、在宅療養を支える専門職の方を対象に、多職種のチームで在宅生活を支えるための課題や支援策について考え、グループワーク等を通じたそれぞれの立場からの意見交換によって多職種の連携強化を図る「在宅療養支援研修」などを実施しています。

さらに、医療ニーズの高い要介護者向けの緊急ショートステイや在宅療養支援病床の確保など、高齢者本人やその家族の緊急時に対応する事業を実施することで、切れ目のない支援体制を整備しています。

図表 15 在宅医療・介護連携推進事業の実績

	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）
在宅療養支援協議会の開催	2回	2回
在宅療養支援研修	6回 医療機関・介護事業者向け 4回（162人） 区民向け2回（197人）	6回 医療機関・介護事業者向け 4回（169人）（※1） 区民向け2回（172人）
在宅療養支援病床	67人（768日）	45人（579日）
緊急ショートステイ（※2）	2人（13日）	1人（2日）
在宅療養支援訪問看護	12人（22日）	11人（20日）

（※1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和元（2019）年度＜令和2（2020）年3月＞の開催を中止した。

（※2）高齢者要援護対策（区一般会計）として実施

④認知症施策推進事業

「認知症地域支援推進員」が中心となり、個別訪問や医療機関との連絡調整を緊密に行うことで、認知症高齢者の相談体制の強化および早期発見・早期診断などの支援を行っています。

認知症高齢者の状態に応じた適切な医療・介護サービス提供の流れをわかりやすく図示した認知症ケアパス（「備えて安心！認知症」）の配布や、認知症高齢者を地域で支える「認知症サポーター」の養成などを実施しています。

図表 16 認知症施策推進事業の実績

	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）
認知症支援コーディネーター・ 認知症地域支援推進員の配置	4人	4人
相談件数 （うち訪問件数）	3,330件 （うち訪問1,085件）	3,323件 （うち訪問875件）
認知症サポーターの養成 （※1）	63回（2,403人） ステップアップ1回（20人）	52回（1,971人） （※2） ステップアップ1回（34人）
認知症初期集中支援チームの 支援件数	4件	4件

（※1）高齢者要援護対策（区一般会計）として実施

（※2）新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和元（2019）年度<令和2（2020）年3月>の開催を中止した。

⑤生活支援体制整備事業

地域の実情に応じた地域での助け合い、支え合いを推進する「生活支援コーディネーター」の配置および「協議体（地域支えあいづくり協議体）」の開催により、担い手やサービスの開発など高齢者の社会参加および生活支援の充実を図っています。

図表 17 生活支援体制整備事業の実績

	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）
生活支援コーディネーターの 配置	1人	2人
協議体の開催回数	2回	2回

ウ 任意事業

区の裁量で決定できる事業で、区では「介護給付適正化事業」を実施しています。利用者に必要なサービスの提供が確保されるよう、ケアプランの点検と実地指導を行っています。

図表 18 介護給付適正化事業の実績

	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
ケアプラン点検対象事業所数	8 カ所	8 カ所
実地指導	26 回	30 回

2 介護保険料

(1) 第7期介護保険事業の財政状況

ア 保険料収納状況

第1号被保険者の保険料収納率は平成30(2018)年度分、令和元(2019)年度分ともに98%を超え、計画で見込んでいた収納率97.68%を若干上回っています。

図表19 第1号被保険者の保険料収納状況

	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
調定額	2,053,259,920円	2,048,392,770円
収納額	2,017,499,235円	2,014,818,340円
収納率	98.26%	98.36%

イ 介護保険給付準備基金の積立状況

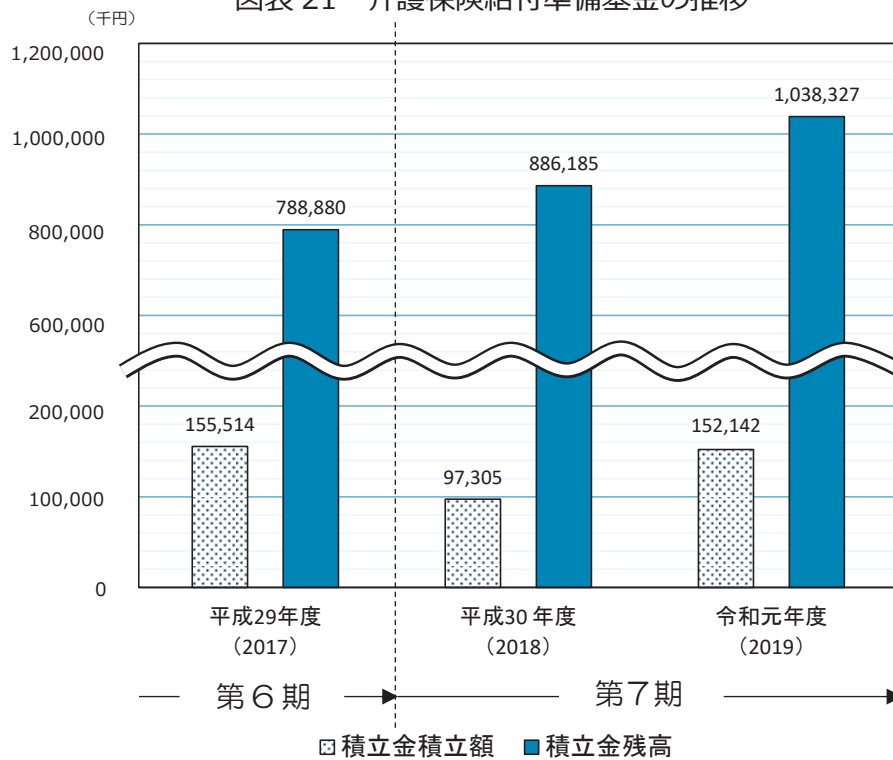
介護保険制度では、3年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を、その間の介護サービスの見込量に見合うよう設定しており、介護給付費が年々増加していることを踏まえると、計画期間の初年度には剰余金が、また最終年度には不足が生じることが想定されます。そのため、「介護保険給付準備基金」を設け、初年度の剰余金等を管理しています。

令和元(2019)年度末現在、基金の積立金残高は1,038,327千円となっています。

図表20 介護保険給付準備基金の積立状況

	A 積立金積立額	B 積立金取崩額	A-B 当年度増減額	積立金残高
平成30年度決算額	97,305千円	0千円	97,305千円	886,185千円
前期繰越額	-	-	-	788,880千円
余剰による積立金	97,231千円	-	97,231千円	-
30年度不足分	-	0千円	0千円	-
利子	74千円	-	74千円	-
令和元年度決算額	152,142千円	0千円	152,142千円	1,038,327千円
余剰による積立金	152,068千円	-	152,068千円	-
元年度不足分	-	0千円	0千円	-
利子	74千円	-	74千円	-

図表 21 介護保険給付準備基金の推移



ウ 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

区市町村が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、年度ごとに定められた評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、国から交付金を受けられる制度です。

第7期の交付金額は、58,944 千円となっています。

※保険者機能強化推進交付金は、平成30（2018）年度に創設。

介護保険保険者努力支援交付金は、令和2（2020）年度に創設。

【参考（令和2（2020）年度評価指標）】

- I PDCAサイクル体制等の構築
- II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進
- III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

(2) 介護サービス事業費等の実績と見込み

ア 保険給付費支出額の実績と見込み

① 第7期の保険給付費支出額

要介護・要支援認定者数およびサービスの利用実績が計画値を下回っていることから、保険給付費についても下回っており、各年度の計画比の実績は平成30(2018)年度が95.1%、令和元(2019)年度が92.8%となっています。

図表 22 標準給付費の計画値と実績値の比較

	平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
総給付費 (※1)	7,250,534 千円	6,931,150 千円	95.6%	7,643,251 千円	7,078,639 千円	92.6%
在宅サービス費 (※2)	3,929,041 千円	3,666,286 千円	93.3%	4,217,276 千円	3,803,918 千円	90.2%
居住系サービス費 (※3)	1,377,931 千円	1,363,141 千円	98.9%	1,455,655 千円	1,401,571 千円	96.3%
施設サービス費 (※4)	1,943,562 千円	1,901,723 千円	97.8%	1,970,320 千円	1,873,150 千円	95.1%
その他給付費 (※5)	415,378 千円	358,164 千円	86.2%	437,877 千円	421,650 千円	96.3%
標準給付費計	7,665,913 千円	7,289,314 千円	95.1%	8,081,128 千円	7,500,289 千円	92.8%

(※1) 各年度の計画値は、一定所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を反映させているため、第7期計画の見込み額と一致しない。

(※2) 在宅サービス費…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(※3) 居住系サービス費…特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

(※4) 施設サービス費…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

(※5) その他給付費…特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料

(注) 千円単位で掲載しているため、表中の数値を計算しても合計が一致しない場合がある。

②第8期の介護サービス事業費等の見込み

高齢化の進展による要介護・要支援認定者数の増加に伴い、介護給付の増加が見込まれます。第7期までの保険給付の実績を踏まえ、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間に見込まれる標準給付費総額はおよそ252億円です。

図表 23 標準給付費の見込み

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
総給付費	7,723,286 千円	8,057,931 千円	8,360,898 千円	24,142,115 千円
在宅サービス費(※1)	4,075,690 千円	4,197,771 千円	4,405,557 千円	12,679,018 千円
居住系サービス費(※2)	1,574,355 千円	1,751,335 千円	1,810,437 千円	5,136,127 千円
施設サービス費(※3)	2,073,241 千円	2,108,825 千円	2,144,904 千円	6,326,970 千円
その他給付費(※4)	341,341 千円	335,645 千円	349,930 千円	1,026,916 千円
標準給付費 計	8,064,627 千円	8,393,576 千円	8,710,828 千円	25,169,031 千円

(※1) 在宅サービス費…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(※2) 居住系サービス費…特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

(※3) 施設サービス費…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

(※4) その他給付費…特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料

イ 地域支援事業の支出額の実績と見込み

① 第7期の地域支援事業費支出額

保険給付費と同様に保険料の算定基礎となる地域支援事業費の支出額はサービスの利用実績が計画値を下回っていることから、地域支援事業費も下回っており、各年度の計画比の実績は平成30(2018)年度91.7%、令和元(2019)年度が83.2%となっています。

図表24 地域支援事業費の計画値と実績値の比較

	平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
地域支援事業費	414,688 千円	380,321 千円	91.7%	467,107 千円	388,515 千円	83.2%
介護予防・ 日常生活支援 総合事業費	218,525 千円	190,716 千円	87.3%	247,471 千円	189,448 千円	76.6%
包括的支援事業・ 任意事業費(※1)	196,163 千円	189,604 千円	96.7%	219,636 千円	199,067 千円	90.6%

(※1) 「地域包括支援センターの管理運営」「地域ケア会議推進事業」「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症施策推進事業」「生活支援体制整備事業」および「介護給付適正化事業」の実施にかかる事業費

(注) 千円単位で掲載しているため、表中の数値を計算しても合計が一致しない場合がある。

②第8期の地域支援事業費の見込み

介護予防の総合的な推進、高齢者の在宅生活を地域で支える仕組みづくりのための地域支援事業にかかる費用は、高齢者人口の伸びに合わせて増加し、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間に見込まれる地域支援事業費はおよそ12.2億円です。

図表25 地域支援事業費の見込み

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
地域支援事業費	404,746 千円	407,166 千円	409,846 千円	1,221,757 千円
介護予防・ 日常生活支援 総合事業費	189,448 千円	189,448 千円	189,448 千円	568,344 千円
包括的支援事業・ 任意事業費(※1)	215,298 千円	217,718 千円	220,398 千円	653,413 千円

(※1) 「地域包括支援センターの管理運営」「地域ケア会議推進事業」「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症施策推進事業」「生活支援体制整備事業」および「介護給付適正化事業」の実施にかかる事業費

(注) 千円単位で掲載しているため、表中の数値を計算しても合計が一致しない場合がある。

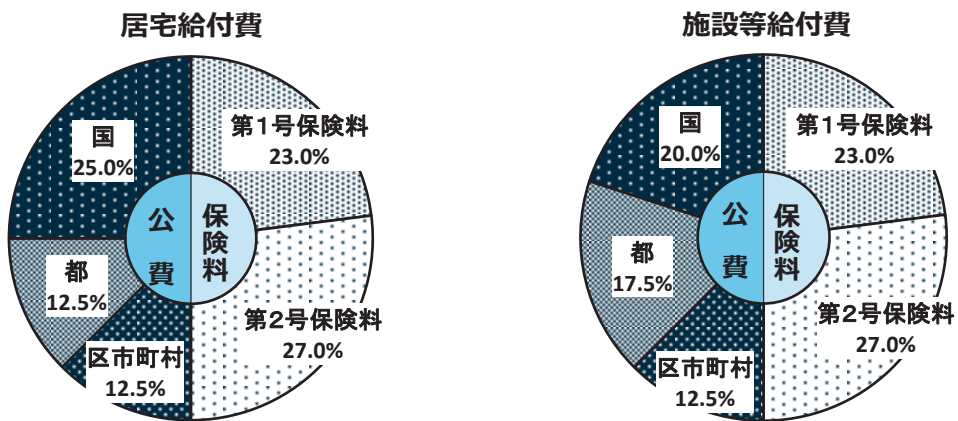
(3) 財源構成および第1号被保険者介護保険料

ア 介護給付費等の財源構成

介護給付費等の財源は、利用者負担分を除いた保険給付費および地域支援事業費を公費（国・都・区）および40歳以上の被保険者の保険料で賄う仕組みとなっています。

第8期の第1号被保険者（65歳以上）の負担割合は23%、第2号被保険者（40～64歳）の保険料は27%で、第7期と同じ割合です。

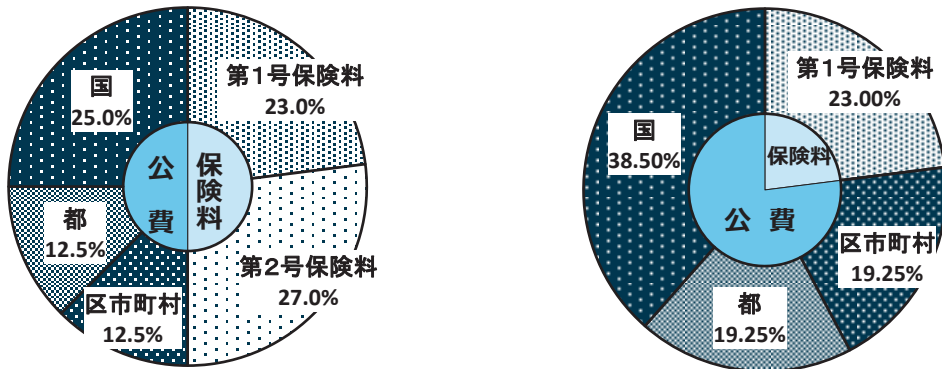
図表 26 介護保険給付費の財源構成



図表 27 地域支援事業費の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業費

包括的支援事業費・任意事業費 (※1)



(※1) 包括的支援事業費・任意事業費には、第2号被保険者の保険料は充てられていない。
 ※国の負担割合には調整交付金（全国平均5%）が含まれる。（包括的支援事業費・任意事業費を除く）

イ 第8期介護保険料基準額の設定

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、区市町村（保険者）ごとに決められ、その区市町村の被保険者が利用する介護サービスの見込量に見合うよう設定しています。

そのため、介護サービスの見込量が増加すれば保険料は上がり、本区においても、高齢化の進展による要介護・要支援認定者数の増加に伴う介護給付費の増加等により、保険料基準額の上昇が見込まれます。

第8期計画期間に見込まれる総給付費から保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金等を活用して算出した第1号被保険者の第8期保険料基準額は、月額6,069円と算定しました。

一方で、介護保険事業のこれまでの第1号被保険者の保険料の余剰金を預金利子も含めて介護保険給付準備基金で管理しており、第7期末時点での基金残高は約11.4億円あります。そのうち約1.6億円を活用することにより基準額を149円下げ、第8期介護保険料基準額を第7期と同額の5,920円に据え置くことにしました。

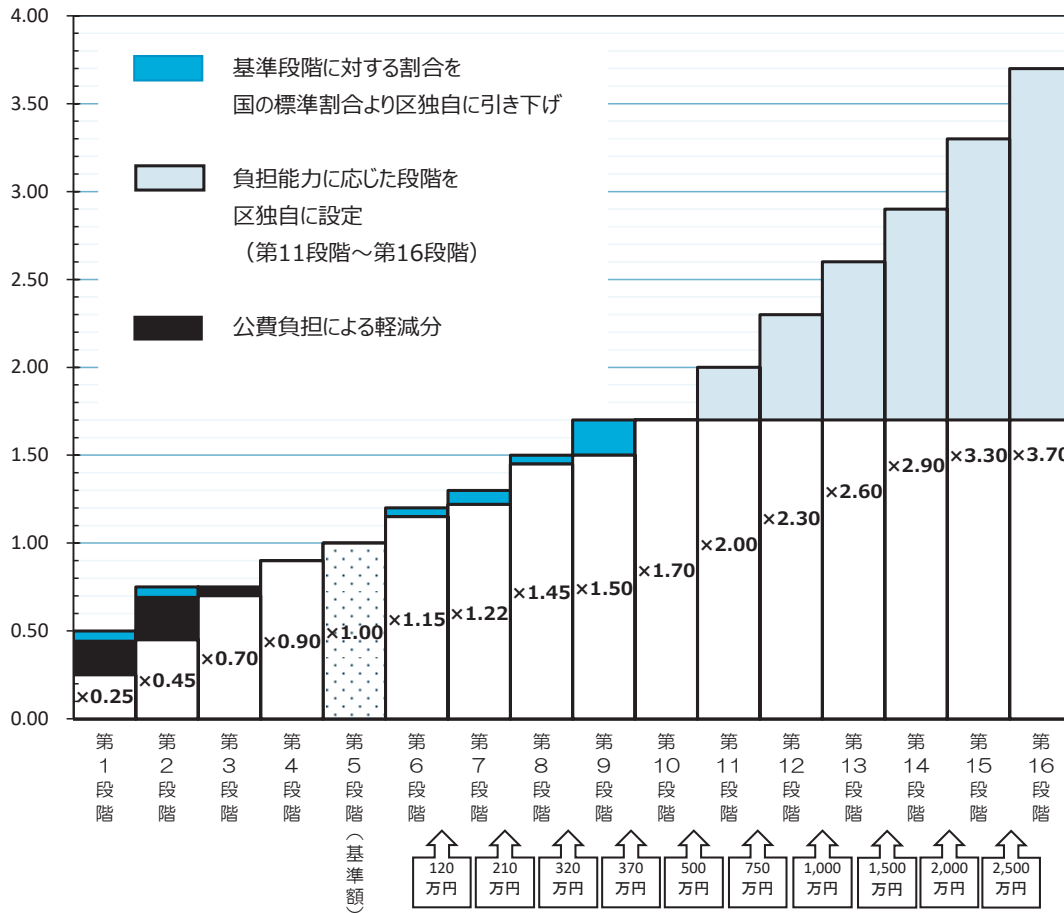
$$\begin{array}{l}
 \text{第8期} \\
 \text{保険料基準額} \\
 \hline
 \text{5,920円} \\
 \text{(月額)}
 \end{array}
 = \frac{\text{第8期の介護サービス総費用} \times 23\% \text{ (第1号被保険者負担割合)}}{3\text{年} \times 12\text{カ月} \times \text{中央区の第1号被保険者数}}$$

※その他、上記算出式には、年齢区分別高齢者数、第1号被保険者の所得分布、調整交付金、介護保険給付準備基金を含んでいます。

ウ 負担能力に応じた区独自の保険料段階設定

第1号保険料は被保険者の所得に応じて段階的に定められます。第8期で国が標準とする9段階から、本区は負担能力に応じたより細かな段階、保険料率を設定しています。

図表 28 負担能力に応じた区独自の保険料段階設定



エ 第8期の所得段階別介護保険料

図表 29 第8期の所得段階別介護保険料

第8期：令和3（2021）～令和5（2023）年度				第7期 平成30（2018）～令和2（2020）年度			
保険料段階	対象者		保険料率	年間保険料 （月額）	保険料 段階	保険料 率	年間保険料 （月額）
第1段階	・生活保護を受給している方 ・高齢福祉年金を受給していて世帯全員が 区民税非課税の方 ・世帯全員が区民税非課税かつ本人の合計所得 金額+公的年金収入額が80万円以下の方		0.25 公費軽減	17,760円 (1,480円)	第1段階	0.40 公費軽減	28,440円 (2,370円)
第2段階	世帯全員が 区民税非課税	本人の合計所得金額+ 公的年金収入額が 120万円以下の方	0.45 公費軽減	31,920円 (2,660円)	第2段階	0.70	49,680円 (4,140円)
第3段階		本人の合計所得金額+ 公的年金収入額が 120万円を超える方	0.70 公費軽減	49,800円 (4,150円)	第3段階	0.75	53,280円 (4,440円)
第4段階	本人が 区民税非課税で 世帯員に 区民税課税の方が いる場合	本人の合計所得金額+ 公的年金収入額が 80万円以下の方	0.90	63,960円 (5,330円)	第4段階	0.90	63,960円 (5,330円)
第5段階 （基準額）		本人の合計所得金額+ 公的年金収入額が 80万円を超える方	1.00	71,040円 (5,920円)	第5段階 （基準額）	1.00	71,040円 (5,920円)
第6段階	本人が 区民税課税	合計所得金額が 120万円未満の方	1.15	81,720円 (6,810円)	第6段階	1.15	81,720円 (6,810円)
第7段階		合計所得金額が 120万円以上 210万円未満の方（※1）	1.22	86,640円 (7,220円)	第7段階	1.22	86,640円 (7,220円)
第8段階		合計所得金額が 210万円以上 320万円未満の方（※2）	1.45	102,960円 (8,580円)	第8段階	1.45	102,960円 (8,580円)
第9段階		合計所得金額が 320万円以上 370万円未満の方（※3）	1.50	106,560円 (8,880円)	第9段階	1.50	106,560円 (8,880円)
第10段階		合計所得金額が 370万円以上 500万円未満の方（※4）	1.70	120,720円 (10,060円)	第10段階	1.70	120,720円 (10,060円)
第11段階		合計所得金額が 500万円以上 750万円未満の方	2.00	142,080円 (11,840円)	第11段階	2.00	142,080円 (11,840円)
第12段階		合計所得金額が 750万円以上 1,000万円未満の方	2.30	163,440円 (13,620円)	第12段階	2.30	163,440円 (13,620円)
第13段階		合計所得金額が 1,000万円以上 1,500万円未満の方	2.60	184,680円 (15,390円)	第13段階	2.60	184,680円 (15,390円)
第14段階		合計所得金額が 1,500万円以上 2,000万円未満の方	2.90	206,040円 (17,170円)	第14段階	2.90	206,040円 (17,170円)
第15段階		合計所得金額が 2,000万円以上 2,500万円未満の方	3.30	234,480円 (19,540円)	第15段階	3.30	234,480円 (19,540円)
第16段階		合計所得金額が 2,500万円以上の方	3.70	262,800円 (21,900円)	第16段階	3.70	262,800円 (21,900円)

（※1） 第7期の第7段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方

（※2） 第7期の第8段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方

（※3） 第7期の第9段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が300万円以上350万円未満の方

（※4） 第7期の第10段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が350万円以上500万円未満の方

※第1、第2、第6～第9段階は国の標準保険料率よりも区独自に軽減している。

※「公費軽減」と表示がある保険料段階は、介護保険制度上の公費による軽減を含む。

3 令和7(2025)年、令和22(2040)年の介護保険の状況

第8期介護保険事業計画では、団塊世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年および団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点に基づき計画を定めています。

区内の第1号被保険者数(65歳以上)は、令和7(2025)年には約2万8千人、要介護・要支援認定者数(第1号被保険者のみ)は約5千8百人と推計され、団塊ジュニア世代を含む本区人口の4割を占める30~40歳代が令和22(2040)年に向かって壮年期から高齢期に順次移行していくことにより、高齢者人口の増加がさらに進み、今後も要介護・要支援認定者が増加し、介護需要がより一層高まると見込まれます。

また、第1号被保険者が負担する保険料額については、このままの要介護・要支援認定者数の伸びが続けば、令和7年(2025年)には月額基準額が約6,500円まで上昇する見込みです。

区は保険者として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「地域包括ケアシステム」(健康づくり(介護予防)、生活支援、認知症ケア、医療、介護、住まいが一体的・継続的に提供される体制)を確立する一方、介護予防の強化、自立支援・重度化防止の推進、介護給付の適正化に取り組み、介護給付費の抑制に努めていきます。

資料編

1 第7期計画期間の高齢者施策の取組状況と評価

第7期計画期間の高齢者施策については、次のとおり、重点事業を含め各事業において目標や施策の方向性に沿って進めることができました。

◇内は達成状況を計るための目標	
【計画】	1 段目は目標値、2 段目 () 内は各年度実績値 (実績値が計画値と同じ場合は記載省略) ※令和2年度は令和2年12月末実績
【評価】	◎「達成された」 ○「ほぼ達成された」 (4段階) △「あまり達成されていない」 ×「達成されていない」

(1) 「介護予防」目標1 健康づくり(介護予防)と社会参加の促進

健康づくり(介護予防)の総合的な推進では、介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング(略称:粋トレ)」を開発し、いきいき館や「高齢者通いの場」など地域の身近な場所やさまざまなイベントで区民に広く周知しました。

社会参加・生きがいつくりの促進では、「退職後の生き方塾」を開催し、受講修了者による自主サークルの立ち上げを支援したほか、「元気高齢者人材バンク」については技能お披露目会やPR会を行い新規登録者の拡大を図るとともに、登録者が活躍できる多世代交流や新しい活動の場を提供しました。

目標1 健康づくり(介護予防)と社会参加の促進の第7期事業計画と評価

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
目標1 健康づくり(介護予防)と社会参加の促進				
(1)健康づくり(介護予防)の総合的な推進				
介護予防プログラムの普及 <プログラム普及箇所数>	計画	調査・検討 (開発・周知)	60カ所 (82カ所)	70カ所 (37カ所)
	評価	◎	◎	
(2)社会参加・生きがいつくりの促進				
「退職後の生き方塾」の開催および活動支援	計画	開催	活動支援	活動支援
	評価	◎	◎	
「元気高齢者人材バンク」の活動支援 <活動依頼件数>	計画	60件 (52件)	70件 (51件)	80件 (8件)
	評価	○	○	
「いきいき桜川」の改築 (目標5の特別養護老人ホームの整備、認知症高齢者グループホームの整備と合わせて評価)	計画	改築工事 (仮施設で運営)	改築工事 (仮施設で運営)	開設 (整備中)
	評価	◎	◎	

(2) 「生活支援」目標2 生活支援サービスの充実と支え合いの仕組みづくり

「地域ボランティアによる見守り活動」および「協定締結事業者による見守り活動」の拡充では、毎年活動に参加する団体を増やすことができました。

「通いの場の拡大」では、「元気応援サポーター」が新規の通いの場を立ち上げることができたほか、新規団体の拡大を図るため、さまざまな場で団体に出向いて事業説明を行いました。また、通いの場の運営に関する研修会を定期的に行いました。

「住民参加による支え合いの体制づくり」の推進では、「支えあいのまちづくりについての勉強会」を開催して第二層協議体を3つの生活圏域に整備し、高齢者の生活支援に関するニーズの把握や地域活動団体の支援、担い手の育成等を行いました。また、区全体での協議体を開催し、地域課題の把握と関係団体の連携強化・情報共有を図りました。

目標2 生活支援サービスの充実と支え合いの仕組みづくりの 第7期事業計画と評価

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
目標2 生活支援サービスの充実と支え合いの仕組みづくり				
(1) 安心・見守りネットワークの拡充				
「地域ボランティアによる見守り活動」および「協定締結事業者による見守り活動」の拡充 ＜見守り団体・協定事業者数＞	計画	38団体 (39団体)	42団体 (44団体)	47団体
	評価	◎	◎	
(2) 住民どうしの支え合いの仕組みづくり				
「通いの場」の拡大 ＜新規開設団体数＞	計画	新規8団体 (新規5団体)	新規8団体 (新規7団体)	新規8団体 (新規1団体)
	評価	○	○	
(3) 生活支援体制の整備				
「住民参加による支え合いの体制づくり」の推進 ＜生活支援等サービス体制整備地域＞	計画	1地域(月島)	2地域	3地域
	評価	◎	◎	

(3) 「医療」 目標3 認知症ケアと在宅療養支援の推進

認知症の相談・支援体制の充実では、おとしより相談センターと介護保険課の連絡会を開き、連携を図りました。また、「認知症初期集中支援チーム」による支援件数は少なかったもののいつでも派遣できる体制を整えることができました。

認知症の人にやさしい地域づくりでは「認知症サポーター養成講座」をこれまでの対象者に加え、児童館において小学生向け講座を行ったことにより、幅広い年代に受講を拡大することができました。さらに、区施設以外で認知症カフェが開催されるなど、身近なところで相談できる場が拡大されました。

在宅医療・介護連携の強化では、令和元（2019）年度から各おとしより相談センターで「医療と介護の関係者の交流の場」を開催し、相互の連携について拡大につなげることができました。

在宅療養の普及啓発では、認知症をテーマとした在宅療養支援シンポジウムや歯科と薬の講演会を開催しました。

目標3 認知症ケアと在宅療養支援の推進の第7期事業計画と評価

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
目標3 認知症ケアと在宅療養支援の推進				
(1) 認知症の相談・支援体制の充実				
「認知症サポート電話およびおとしより相談センターによる相談支援」の充実 <相談件数>	計画	2,400件 (3,330件)	2,650件 (3,323件)	2,900件 (2,406件)
	評価	◎	◎	
「認知症初期集中支援チーム」による支援 <支援件数>	計画	10件 (4件)	15件 (4件)	20件 (2件)
	評価	△	△	
(3) 認知症の人にやさしい地域づくり				
「認知症サポーター養成講座」の受講者数拡大 <認知症サポーター数>	計画	延べ13,700人 (延べ14,206人)	延べ15,700人 (延べ16,177人)	延べ17,700人 (延べ16,610人)
	評価	◎	◎	
「気軽に相談できる場(認知症カフェ等)」の拡大 <区が支援する認知症カフェ等の数>	計画	3カ所 (4カ所)	6カ所 (8カ所)	9カ所 (7カ所)
	評価	◎	◎	
(5) 在宅医療・介護連携の強化				
「医療と介護の関係者の交流の場」の拡大 <開催回数、H23からの延べ参加人数>	計画	4回 650人 (4回 695人)	6回 800人 (4回 864人)	6回 1,000人 (2回 902人)
	評価	◎	◎	
(6) 在宅療養の普及啓発				
「区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会」の拡充 <開催回数、H23からの延べ参加人数>	計画	2回 延べ950人 (2回 延べ1,021人)	2回 延べ1,050人 (2回 延べ1,193人)	2回 延べ1,150人 (2回 延べ1,306人)
	評価	◎	◎	

(4) 「介護」目標4 介護サービスの充実と人材確保

介護保険制度の円滑な運営では、ケアマネジャーにケアプラン点検で指導した内容について再確認等をしてもらうことにより、資質の向上につなげました。

在宅生活を支えるサービスの充実では、小規模多機能型居宅介護運営事業者と連携し、周知および利用促進に努めました。また、「看護小規模多機能型居宅介護」の施設整備を促進するための手法を整理したほか、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、サービスの周知および利用促進を図るとともに、ニーズの動向の把握に努めました。

介護サービスの質の向上では、地域ケア会議にてさまざまな事例について検討を行い、専門職のアドバイスを受けるなど、適切で効果的なケアプランの作成に取り組みました。

介護人材の確保では、介護職員初任者研修を開催するとともに、介護事業所への就職のあっせんや、合同就職相談・面接会を実施しました。また、区内事業所の介護職員等のための宿舍借上支援事業を開始しました。

家族介護者への支援では、ショートステイ1カ所を整備しました。

目標4 介護サービスの充実と人材確保の第7期事業計画と評価

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
目標4 介護サービスの充実と人材確保				
(1) 介護保険制度の円滑な運営				
「介護給付適正化」の推進 ＜ケアプラン点検対象事業所数＞	計画	8カ所	8カ所	12カ所 (2カ所)
	評価	◎	◎	
「介護サービス事業者の実地指導」の強化 ＜実地指導＞	計画	25回 (26回)	30回	30回 (16回)
	評価	◎	◎	
(2) 在宅生活を支えるサービスの充実				
「小規模多機能型居宅介護」の普及 ＜区内事業所数、利用者数＞	計画	3事業所 44人 (3事業所 63人)	3事業所 54人 (3事業所 65人)	3事業所 79人 (3事業所 69人)
	評価	◎	◎	
「看護小規模多機能型居宅介護」運営事業所の誘致	計画	誘致の検討 (誘致に向けた制度内容の把握)	誘致の検討 (誘致に関する情報の整理)	誘致 (機会を捉えた供給誘導)
	評価	△	△	
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の普及およびサービスの確保 ＜区内事業所数、利用者数＞	計画	2事業所 44人 (2事業所 24人)	2事業所 55人 (2事業所 27人)	3事業所 79人 (2事業所 21人)
	評価	△	△	
(3) 介護サービスの質の向上				
「地域ケア会議」の充実 ＜資質向上型地域ケア会議の開催回数＞	計画	検討 (1回)	3回 (1回)	6回 (0回)
	評価	◎	△	
(4) 介護人材の確保				
区独自の「介護事業所の雇用・育成支援」の実施 ＜雇用人数＞	計画	10人 (12人)	10人 (12人)	10人 (6人)
	評価	○	○	
(5) 家族等介護者への支援				
「ショートステイ(短期入所生活介護)サービスの拡大 ＜事業所数、床数＞	計画	6カ所 57床	6カ所 57床	7カ所 65床 (6カ所 57床)
	評価	◎	◎	

(5) 「住まい」 目標5 安心して生活できる住まいの確保

いきいき桜川の改築に伴い、次の施設を整備しました。

地域密着型特別養護老人ホーム 29床

認知症高齢者グループホーム 18床

目標5 安心して生活できる住まいの確保の第7期事業計画と評価

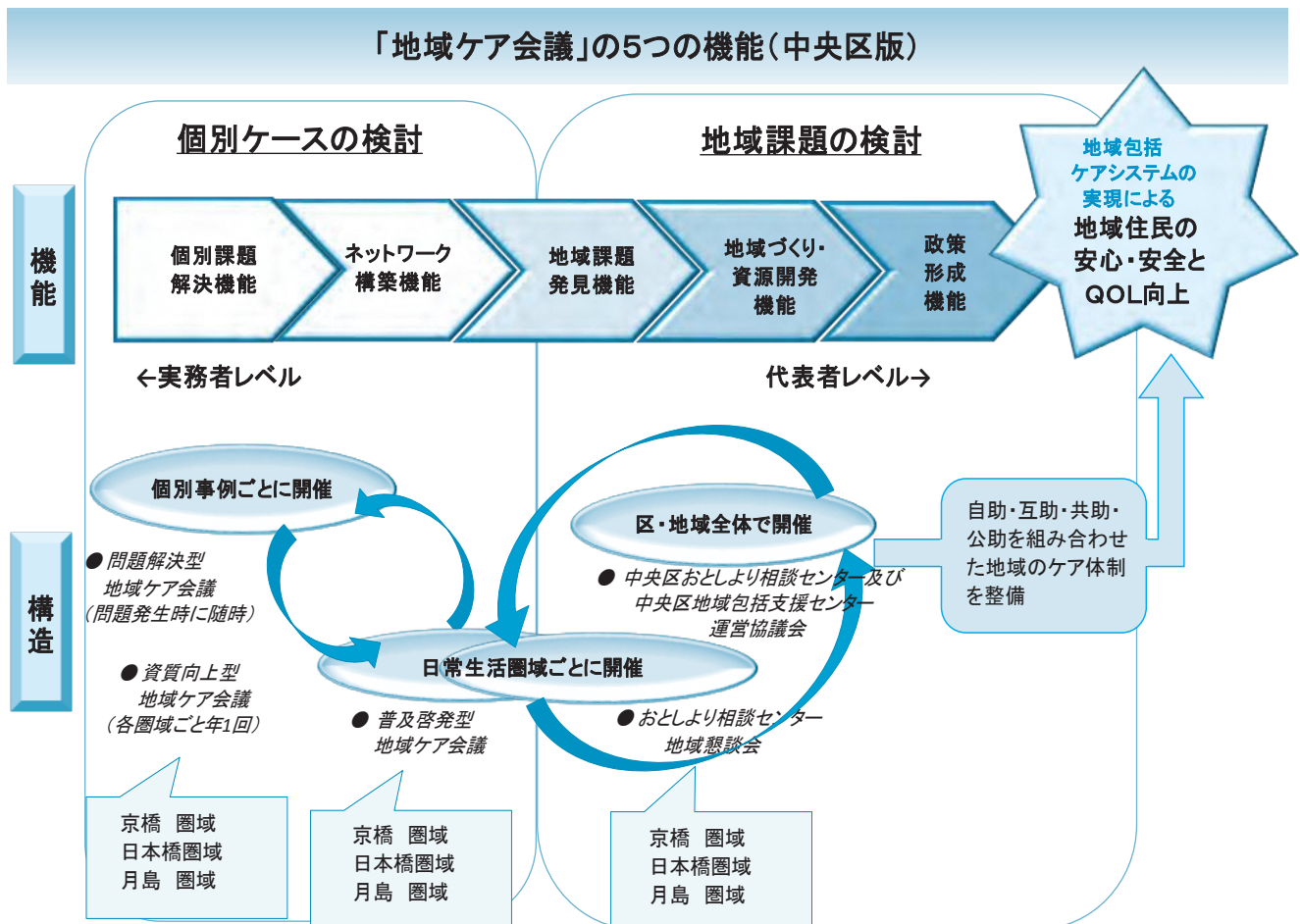
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
目標5 安心して生活できる住まいの確保				
(3) 特別養護老人ホームの整備				
地域密着型特別養護老人ホームの整備	計画	改築工事	改築工事	開設(定員29人) (整備中)
	評価	◎	◎	
(4) 認知症高齢者グループホームの整備				
認知症高齢者グループホームの整備	計画	改築工事	改築工事	開設(定員18人) (整備中)
	評価	◎	◎	

(3)、(4)ともに目標1「いきいき桜川の改築」と合わせて評価

2 地域ケア会議から見えてきた課題と提案

日常生活圏域ごとのおとしより相談センター（地域包括支援センター）における実務者レベルでの地域ケア会議において、個別ケースの検討過程から出された地域課題について、求められるサービスや支援方法を検討し、地域づくりのための必要な社会資源として計画に位置付け、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの推進を図っています。

地域ケア会議の機能



(1) 京橋地域

京橋地域では、高齢者が地域で気軽に買い物に行ける場所が少ないという意見が出されました。その課題解決の方策として、おとしより相談センターから販売店舗、配送会社等社会資源の情報提供や社会福祉協議会が実施している「虹のサービス」による生活支援および民間のスーパー等が行う買い物支援サービスの活用が必要との意見が出されました。

そのほか「集合住宅での高齢者の孤立化防止」「高齢者が安全、快適に入浴を行える環境の整備」などの課題があると議論されました。

(2)日本橋地域

日本橋地域では、介護支援専門員や訪問介護事業所の職員が参加する地域ケア会議において、認知症の発症により就労が困難になってしまったが、新たな活動の場として高齢者自らが、これまでの人生経験を生かしたボランティアとして活動できる場が欲しいとの意見が出されました。また、資格や年齢、認知症の有無等に関わらず、ボランティアを行う意欲のある高齢者が地域で活動できる場を拡大することが必要ではないかと意見が出されました。

そのほか「集合住宅での高齢者の孤立化防止」「気軽に通えるサロンの拡大」「見守り活動の担い手の拡大」などの課題があると議論されました。

(3)月島地域

月島地域の地域ケア会議では、地域住民から、見守り活動が高齢者同士となっているため活動の拡大が難しくなっている現状についての紹介があり、見守り活動を活発化するためには多世代との交流のきっかけづくりやボランティア活動に興味・関心がある方に適切に地域活動の情報が届き、活動に参加してもらえる環境づくりが必要ではないかとの意見が出されました。

そのほか「認知症の高齢者の社会参加」「8050問題など複合的な課題を抱える家族の孤立化」「身寄りの無い高齢者の緊急時の対応」などの課題があると議論されました。

3 第5期中央区介護給付適正化計画

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足ないサービスを事業者が提供することを促すことです。適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度を構築していきます。

介護給付適正化に向けた取組目標、実施内容等

介護給付 適正化全般	現状と課題（第4期介護給付適正化計画における実施状況等）
	<現状> ・第4期介護給付適正化計画では、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が提供できるよう促し、適切なサービスの確保を図ることにより、資源や費用の効率化につなげていくため、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知、給付実績の活用についてのそれぞれの事業において目標を定め実施してきた。 <課題等> ・令和3年度は認定審査会委員の改選があるため、改選による審査結果のばらつきをなくし、平準化を図る必要がある。 ・介護支援専門員にケアプラン点検についての振り返りを促すため、面談後に同じ利用者のケアプランを再度作成してもらうことにより、介護支援専門員の資質の向上に繋げることができた。一方、面談実施の通知から面談終了まで1カ月半以上、面談当日も2時間以上要する点など、限られた人員で効率的・効果的な実施に向け改善の余地がある。 ・住宅改修等点検については、介護保険住宅改修の趣旨や手続き等について事業者の理解度が十分ではない事例があり、より適切な住宅改修等点検を実施するため、区職員とリハビリテーション専門職等との連携について検討する。 ・給付実績を活用するための職員体制が整っていないことから、給付実績の活用を十分に進めることができていない。第5期は、給付実績の活用を進めるため、国保連の研修等を活用し職員のスキルを向上させるとともに、先行区市町村の好事例を参考にしながら方法などを研究し、給付実績の活用を進める必要がある。
	地域分析をした結果から得られた、管内の利用者やサービスの特徴 （要介護認定率、サービスごとの給付費・受給率等）
	・地域包括ケア「見える化」システムによると、認定率（年齢補正值）が全国平均や都平均と比較して高いが、近隣区と同程度である。 ・地域包括ケア「見える化」システムでサービスごとの受給者1人あたり給付費を分析したところ、訪問看護サービスについては、全国平均や都平均と比較して高い傾向にあり、7期の給付費が計画値を大きく上回っている。また、夜間対応型訪問介護サービスについては、全国平均や都平均、近隣区と比較して、低い傾向にあり、7期の給付費が計画値を大きく下回った。
	介護給付適正化事業全体の方向性、保険者としての考え方 （優先的・積極的に実施する事業、重点事項等）
	<方向性・考え方> 第4期介護給付適正化計画の方向性・考え方に基づき、引き続き適正化事業を実施していく。 <優先的・積極的に実施する事業、重点事項等> ・要介護認定の適正化：協議体間の審査判定の平準化を図る。 ・ケアプラン点検：介護支援専門員の資質の向上に資する、より効果的な実施方法の検討などに取り組みながら、ケアプラン点検を実施していく。 ・住宅改修等の点検：事業者連絡会会員を対象とした研修会や説明会を定期的開催することで、事業者や介護支援専門員の介護保険住宅改修の趣旨や手続等への普及啓発を促進するとともに、リハビリテーション専門職等の協力を得ながら、効果的な住宅改修等の点検を実施し、適切な給付につなげていく。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
要介護認定の適正化	3	○取組目標 ・改選後の合議体間の傾向と特徴を把握し、審査判定の平準化を図る。 ・適切な認定調査を実施する。 ・介護認定を遅滞なく適正に実施するため、申請から介護認定までの期間等を分析する。
		○実施内容・方法 ・業務分析データ等を活用して、軽重度変更認定の傾向を把握するとともに、審査会関係者連絡協議会や全体会において情報を共有する。 ・業務分析データ等でばらつきを確認し、ばらつきのある調査項目や特記事項の記載方法に重点を置いた調査員研修やe-ラーニングの受講を促進する。 ・申請から介護認定までの期間等の適正化を図るため、主治医意見書や調査票について進捗状況の確認や提出の催促を行い、期間の短縮を図る。
事業実施の基本的考え方	4	○取組目標 ・合議体間の審査判定の平準化を図る。 ・適切な認定調査を実施する。 ・介護認定を遅滞なく適正に実施するため、申請から介護認定までの期間等を分析する。
		○実施内容・方法 ・前年度の取り組みを継続する。
全国一律の基準に基づいた要介護認定の適切な実施（要介護認定の平準化）。	5	○取組目標 ・合議体間の傾向と特徴を把握し、審査判定の平準化を図る。 ・適切な認定調査を実施する。 ・介護認定を遅滞なく適正に実施するため、申請から介護認定までの期間等を分析する。
		○実施内容・方法 ・前年度の取り組みを継続する。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
ケアプラン点検	3	○取組目標 ・管内すべての事業所が、事業所の指定期間内に点検を受けられるよう計画的に実施する。
		○実施内容・方法 ・「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用したケアプラン点検を実施する。 ・ケアプラン点検の実施結果について、事業者連絡会等で周知・共有を図る。
事業実施の基本的考え方	4	○取組目標 ・管内すべての事業所が、事業所の指定期間内に点検を受けられるよう計画的に実施する。
		○実施内容・方法 ・前年度の取り組みを継続する。 ・前年度の対象事業所のうち、指摘事項が多かった事業所については再点検を実施する。
保険者と介護支援専門員が協力してケアプランの内容を確認することにより、ケアマネジャーの質の向上を図り、自立支援に資するケアマネジメントの実現を目指す。	5	○取組目標 ・管内すべての事業所が、事業所の指定期間内に点検を受けられるよう計画的に実施する。
		○実施内容・方法 ・前年度の取り組みを継続する。 ・前年度の対象事業所のうち、指摘事項が多かった事業所については再点検を実施する。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
住宅改修・福祉用具点検	3	○取組目標 ・利用者の身体状況等にあった適切な利用ができるよう、事業者及び介護支援専門員に対して、介護保険住宅改修・福祉用具の趣旨・手続等を普及啓発して理解を深める。 ・申請内容の精査により確認を要する案件を選定し効果的な調査となる点検を推進するため、調査方法及びリハビリテーション専門職等との協力体制の構築を検討する。
		○実施内容・方法 ・対象の事業者連絡会等に対して研修会や集団指導を実施し、住宅改修・福祉用具の必要性を理解できるように働きかける。(特に居宅介護支援専門員に対しては理由書作成時の機会を通じて周知) ・判断困難事例等について、作成したチェックリストやQ&A等で事業所への周知を図る。 ・介護支援専門員の関与が少ない事案や申請金額が高額である場合等の調査について、リハビリテーション専門職等の協力を得ながら実施する方法や体制の構築を検討する。
事業実施の基本的考え方	4	○取組目標 ・利用者の身体状況等にあった適切な利用ができるよう、事業者及び介護支援専門員に対して、介護保険住宅改修・福祉用具の趣旨・手続等を普及啓発して理解を深める。 ・申請内容の精査により確認を要する案件を選定し効果的な調査となる点検を推進するため、調査方法及びリハビリテーション専門職等との協力体制の構築をする。
		○実施内容・方法 ・対象の事業者連絡会等に対して研修会を実施し、住宅改修・福祉用具の必要性を理解できるように働きかける。 ・チェックリスト等を活用するとともに、内容改善に努める。 ・介護支援専門員の関与が少ない事案や申請金額が高額である場合等の調査について、前年度検討した結果を基にリハビリテーション専門職等の協力を得ながら実施する方法や体制を構築する。
	5	○取組目標 ・利用者の身体状況等にあった適切な利用ができるよう、事業者及び介護支援専門員に対して、介護保険住宅改修・福祉用具の趣旨・手続等を普及啓発して理解を深める。 ・申請内容の精査により確認を要する案件を選定し効果的な調査となる点検を推進するため、調査方法及びリハビリテーション専門職等との協力体制を構築し、実施する。
受給者の実態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修・福祉用具を排除し、適切な給付を行う。	5	○実施内容・方法 ・対象の事業者連絡会等に対して研修会を実施し、住宅改修・福祉用具の必要性を理解できるように働きかける。 ・チェックリスト等を活用するとともに、内容改善に努める。 ・介護支援専門員の関与が少ない事案や申請金額が高額である場合等の調査をリハビリテーション専門職等の協力を得ながら実施する。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
縦覧点検・医療情報との突合	3	○取組目標 ・過誤になる可能性が高いなど、費用対効果が高い帳票（計画費縦覧、重複縦覧、算定縦覧、軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与費目一覧表）を中心に点検し、現在点検していない帳票の点検についても検討する。 ・国保連処理分以外（委託外分）の医療情報との突合について、点検を行う。
		○実施内容・方法 ・国保連主催の介護給付適正化システム研修会を受講してシステムの理解を深め、係内で共有する。 ・不適切な請求が多く確認される項目について、事業所連絡会などで周知・確認する方法を検討する。
事業実施の基本的考え方		
報酬請求に疑義があるような事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な報酬請求を促す。	4	○取組目標 ・過誤になる可能性が高いなど、費用対効果が高い帳票（計画費縦覧、重複縦覧、算定縦覧、軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与費目一覧表）を中心に点検し、現在点検していない帳票の点検についても検討する。 ・国保連合会処理分以外（委託外分）の医療情報との突合について、点検を行う。
		○実施内容・方法 ・前年度の検討結果を基に取り組みを継続する。
	5	○取組目標 ・過誤になる可能性が高いなど、費用対効果が高い帳票を中心に点検し、現在点検していない帳票の点検についても検討する。（計画費縦覧、重複縦覧、算定縦覧、軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与費目一覧表） ・国保連合会処理分以外（委託外分）の医療情報との突合について、点検を行う。
		○実施内容・方法 ・前年度の検討結果を基に取り組みを継続する。
		○取組目標
		○実施内容・方法

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
介護給付費通知	3	○取組目標 ・受給者にとってわかりやすく、効果的な介護給付費通知となるよう改善し、受給者の半数に介護給付費通知する（隔年通知）。
		○実施内容・方法 ・取り組み状況や問い合わせ等を参考に、通知内容や回数、対象者等の見直しを検討する。
事業実施の基本的考え方		
受給者や事業所に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化を進める目的や意義を保険者と受給者等の間で共有する。	4	○取組目標 ・受給者にとってわかりやすく、効果的な介護給付費通知となるよう検討し、受給者の半数に介護給付費通知する（隔年通知）。
		○実施内容・方法 ・前年度の検討結果を基に内容改善に努める。
	5	○取組目標 ・受給者にとってわかりやすく、効果的な介護給付費通知となるよう検討し、受給者の半数に介護給付費通知する（隔年通知）。
		○実施内容・方法 ・前年度の検討結果を基に内容改善に努める。
		○取組目標
		○実施内容・方法

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
給付実績の活用	3	○取組目標 ・活用頻度が高い帳票のうち、効果的なものから順次活用する。
		○実施内容・方法 ・先行区市町村の好事例を参考にするほか、国保連のシステム研修への参加や国保連マニュアルも活用し、帳票の効果的な活用を検討する。
事業実施の基本的考え方		
国保連協会における審査支払の結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る。	4	○取組目標 ・活用頻度が高い帳票のうち、効果的なものから順次活用する。
		○実施内容・方法 ・前年度の活用結果を基に、より効果が上がる活用方法及び処理方法について検討する。 ・国保連主催のシステム研修会を引き続き受講し、システムの理解を深めると共に係内で共有する。
	5	○取組目標 ・活用頻度が高い帳票のうち、効果的なものから順次活用する。
		○実施内容・方法 ・前年度の活用結果を基に、より効果が上がる活用方法及び処理方法について検討する。 ・国保連主催のシステム研修会を引き続き受講し、システムの理解を深めると共に係内で共有する。

4 中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針（抜粋）

はじめに

平成31（2019）年1月から、成年後見制度利用促進計画の策定に向けて、庁内関係部署及び社会福祉協議会による庁内検討会を開催し、同年7月には、外部の専門職（弁護士、司法書士及び社会福祉士）、相談機関（おとしより相談センター及び基幹相談支援センター）及び民生・児童委員を加えた「中央区成年後見制度利用促進検討会議」を設置し、成年後見制度に係る区の現状と課題の共有を図りました。

令和2（2020）年2月からは「中央区成年後見制度利用促進検討会議」の構成員に、更に医師、学識経験者等を加えた「中央区成年後見制度利用促進検討委員会」を設置し、成年後見制度に係る区の現状と課題についての意見交換、成年後見制度利用促進計画の策定に向けた施策の方向性や取組等について検討を行ってきました。

この方針は、成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方向性を示すとともに、令和3（2021）年度に設置予定の「中央区成年後見制度利用促進審議会（仮称）」（以下「審議会」という。）における全体構想の設計及びその実現に向けた進捗管理に活用していくために作成したものです。

第1 計画の策定にあたって

1 背景

（1）成年後見制度の課題

成年後見制度は、平成11（1999）年の民法（明治29年法律第89号）の改正により、従来の禁治産や準禁治産制度に代わって導入された制度です。制度の導入後、利用者は年々増加し、その必要性及び制度への理解は深まりつつあるものの、①制度の利用が後見・保佐・補助の3つのタイプのうち後見が約8割を占め保佐及び補助の利用が少ないこと、②財産保全の観点のみが重視され、成年被後見人の自己決定権の尊重などの福祉的な視点に乏しい運用がなされていること、③成年後見人等を支援する体制が十分に整備されていないこと等が課題となっています。

このような状況により、成年後見制度の利用者がメリットを実感できていない現状が指摘されており、今後の成年後見制度の利用促進にあたっては、ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する。）、自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）といった理念に立った運用の在り方を検討する必要があると考えられます。

（2）成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行及び成年後見制度利用促進基本計画の策定

このような課題を解決するために、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）の施行により、成年後見制度の利用の促進

に関する施策についての基本的計画の策定と、基本的事項を調査審議する合議制の機関を設置することが市町村の努力義務とされました。また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定。以下「国基本計画」という。）が策定され、中核機関の設置、市町村計画の策定、合議制の機関の設置等が市町村の役割とされています。

これにより財産の管理や日常生活などに支障がある認知症高齢者、障害者等を社会全体で支え合い、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

（3）社会福祉法改正による地域共生社会の実現及び包括的な支援体制の整備

平成 29（2017）年 6 月に社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）が改正されたことにより、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりや包括的な支援体制の整備が求められています。複合的な課題や制度の狭間にある課題などを「丸ごと」受け止め、適切な支援につなげるためには、行政をはじめとする相談支援機関の連携、地域のネットワーク化等により、制度・分野の縦割りや支え手・受け手といった関係を越えた「つながり」を構築し、支援者同士の情報共有や身近な地域での見守りネットワークを強化していくことが重要です。

成年後見制度の利用や権利擁護支援が必要な人の中には、自ら SOS の声を上げることができない人や、複合的な課題を抱えている場合も多いことから、相談支援機関及び地域の関係者が連携して対応することや包括的な支援体制の整備と併せた地域連携ネットワークの仕組みづくりが求められています。

（4）認知症施策大綱の取りまとめ

認知症になっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる「共生」と、認知症の発症を遅らせる「予防」のための取組を推進するため、令和元（2019）年 6 月に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。認知症になってもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくために障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の推進に、成年後見制度の利用促進が盛り込まれています。

（5）中央区保健医療福祉計画 2020 の策定

令和 2（2020）年 3 月に「中央区保健医療福祉計画 2020」が策定され、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築や高齢者、障害者等の権利擁護の推進のための取組が示されています。

2 計画策定の目的

中央区では、急激な人口増加に伴い、今後高齢化率は低下するものの、高齢者人口は増加し、認知症高齢者や障害者の人数も増加することが見込まれます。それに伴い高齢者や障害者の単独世帯、高齢者のみの世帯及び障害者の子と高齢の親等の世帯もますます増加していくことから、成年後見制度の利用の必要性が一層高まっていくと考えられます。

そこで、中央区における成年後見制度に係る現状と課題に対する具体的な施策や取組

を高齢者及び障害者の観点からそれぞれ整理し、制度の利用の促進を総合的かつ計画的に推進していくため、「中央区成年後見制度利用促進計画」を策定する必要があります。

3 計画の位置付け

「中央区成年後見制度利用促進計画」は、促進法第 14 条第 1 項の規定に基づく基本的な計画であり、かつ、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画等として策定する「中央区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画として策定する「中央区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に包含した計画として位置付けます。

第 2 目指す姿及び施策の方向性

1 目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。

2 施策の方向性

中央区保健医療福祉計画 2020 の基本理念、基本施策等並びに中央区における成年後見制度に係る現状及び課題を踏まえ、4 つの方向性を定めます。

施策の方向性Ⅰ 成年後見制度の普及・啓発を推進する。

施策の方向性Ⅱ 成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。

施策の方向性Ⅲ 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。

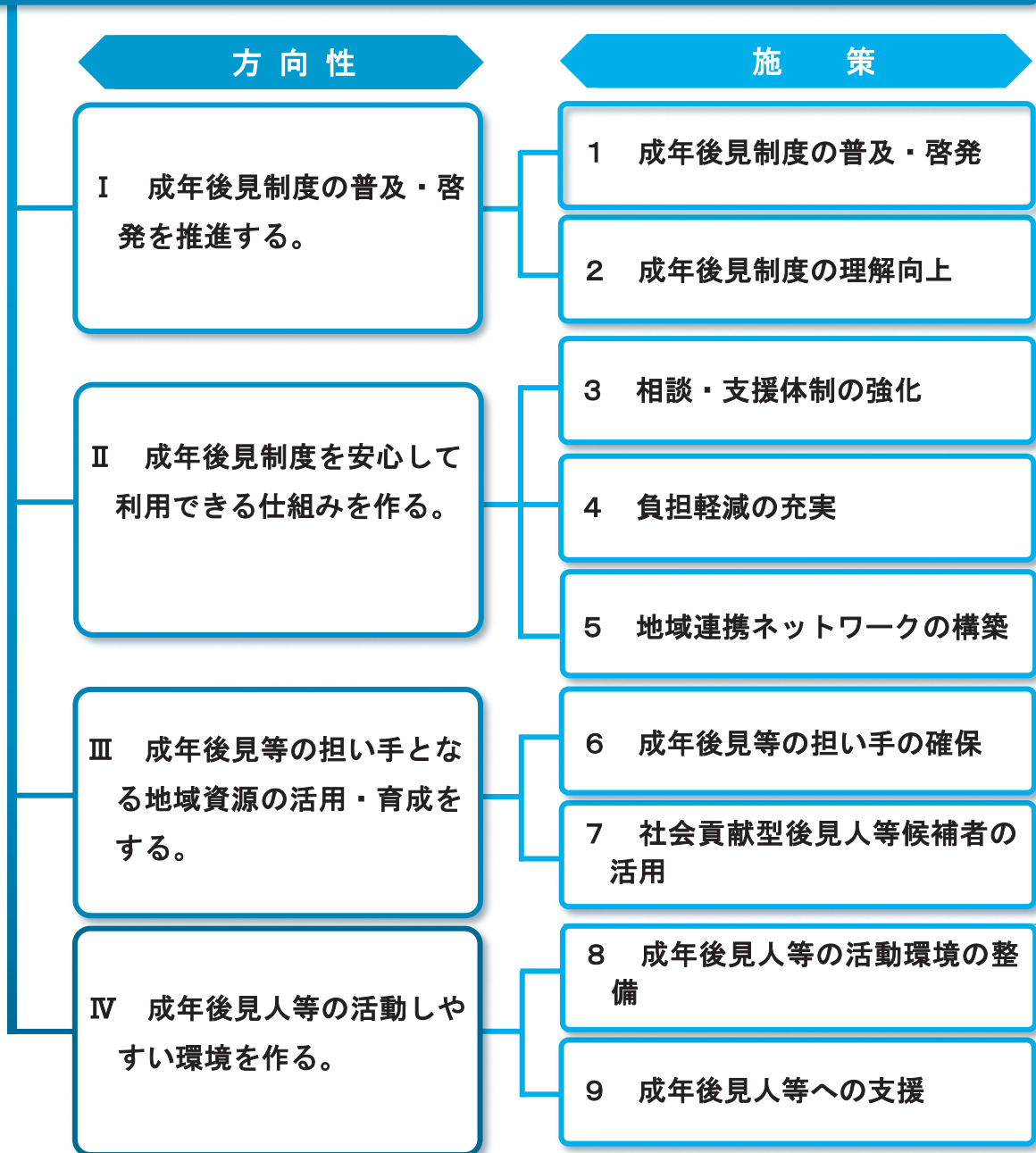
施策の方向性Ⅳ 成年後見人等の活動しやすい環境を作る。

第3 計画に盛り込むべき施策の方向性

中央区が目指す姿の実現に向けて、計画に盛り込むべき施策の体系は次のとおりです。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。



5 中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査結果

令和元（2019）年に実施した「中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査」から本計画の施策の方向性に関する調査結果をまとめました。調査の概要は次のとおりです。

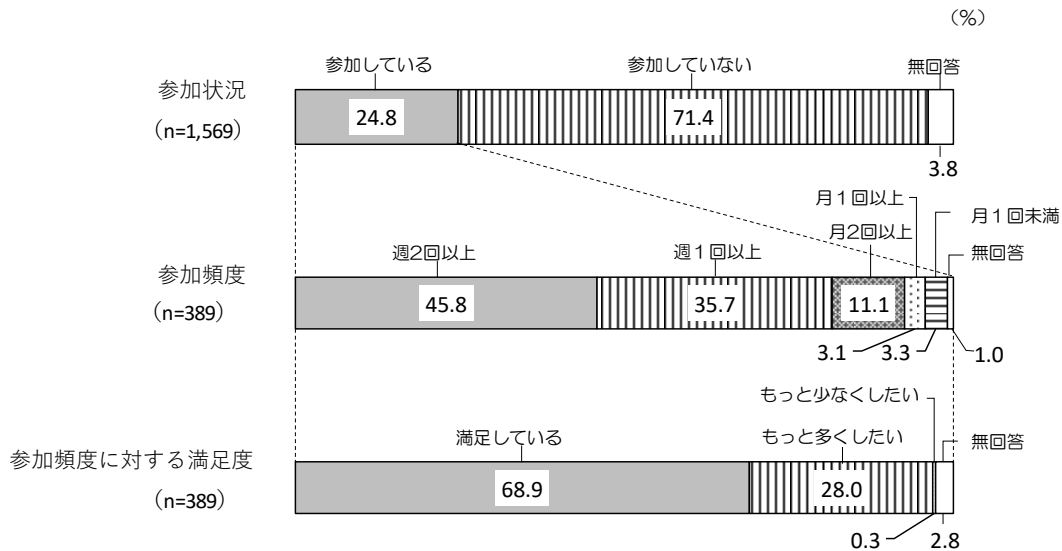
調査名	調査客体	回収状況
Ⅰ 高齢者向け調査		
調査A 高齢者の生活実態調査	60歳以上の区民（一般高齢者） 【抽出調査】	・対象者数：2,580人 ・有効回答数：1,569件 ・回収率：60.8%
調査B 介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	65歳以上の区民（一般高齢者）、 基本チェックリスト該当者および 要支援認定者【抽出調査】	・対象者数：2,581人 ・有効回答数：1,816件 ・回収率：70.4%
調査C 健康づくりと介護予防に 関する調査	基本チェックリスト該当者および 要支援認定者 【調査B抽出者および調査E対象 者を除く全数調査】	・対象者数：2,532人 ・有効回答数：1,882件 ・回収率：74.3%
調査D-1 介護保険サービス利用状 況等調査 【居宅サービス利用者】	要介護認定者のうち、居宅サービ ス利用実績のある者 【調査E対象者を除く全数調査】	・対象者数：2,220人 ・有効回答数：1,237件 ・回収率：55.7%
調査D-2 在宅介護実態調査	在宅で生活している要介護・要支 援認定者のうち、調査期間（令和 元年6月～11月）中に更新申請 または区分変更申請に伴う認定調 査を受けた者【全数調査】	・対象者数：286人
調査E 介護保険サービス利用状 況等調査 【施設サービス利用者】	要介護・要支援認定者のうち、施 設サービス利用実績のある者 【全数調査】	・対象者数：1,007人 ・有効回答数：558件 ・回収率：55.4%
Ⅱ 介護サービス事業者向け調査		
調査F-1 居宅介護支援事業者調査	中央区の被保険者にサービス提供 実績のある都内の居宅介護支援事 業者【全数調査】	・対象事業者数： 110か所 ・有効回答数：53件 ・回収率：48.2%
調査F-2 居宅サービス事業者調査	中央区の被保険者にサービス提供 実績のある都内の居宅サービス事 業者【調査F-3対象事業所を除 く全数調査】	・対象事業者数： 568か所 ・有効回答数：204件 ・回収率：35.9%
調査F-3 施設サービス事業者調査	中央区の被保険者が利用する施設 サービス事業者【全数調査】	・対象事業者数： 194か所 ・有効回答数：48件 ・回収率：24.7%
Ⅲ 医療機関向け調査		
調査G 在宅医療・介護に関する 調査	区内の医師会、歯科医師会、薬剤 師会の会員【全数調査】	・対象医療機関： 602か所 ・有効回答数：310件 ・回収率：51.5%

目標1 健康づくり(介護予防)

健康寿命を延伸するため、健康づくり(介護予防)と社会参加を推進します

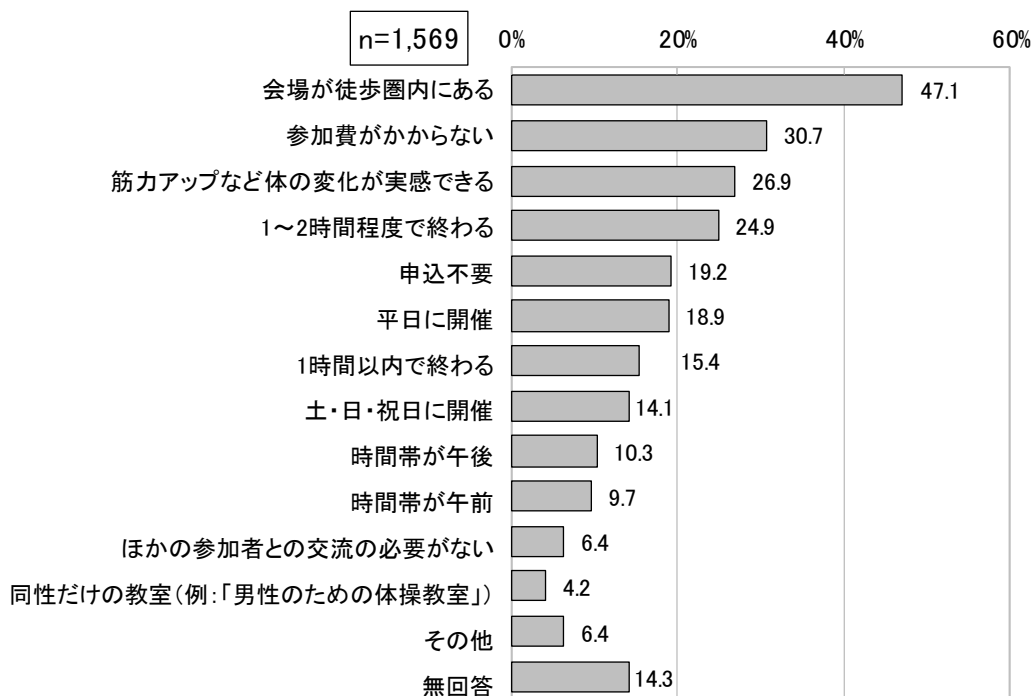
- (1) あなたは、健康づくりのためにスポーツクラブや体操教室等(行政主催・民間主催を問わない)に参加していますか。

<A 高齢者の生活実態調査>



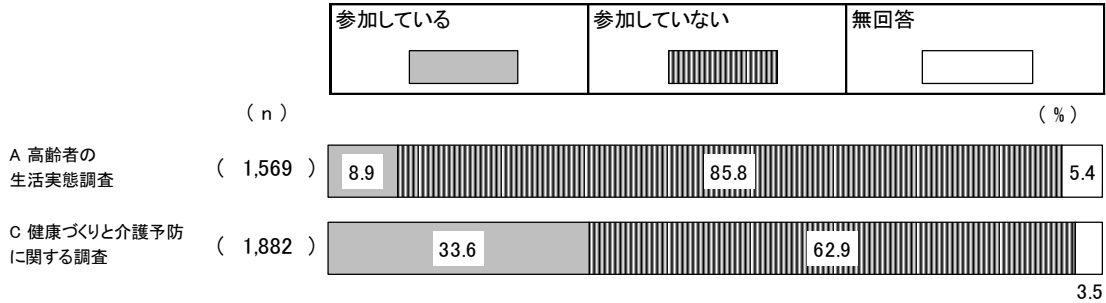
- (2) スポーツクラブや体操教室等(行政主催・民間主催を問わない)に参加しようと思う条件は何ですか。【複数回答】

<A 高齢者の生活実態調査>

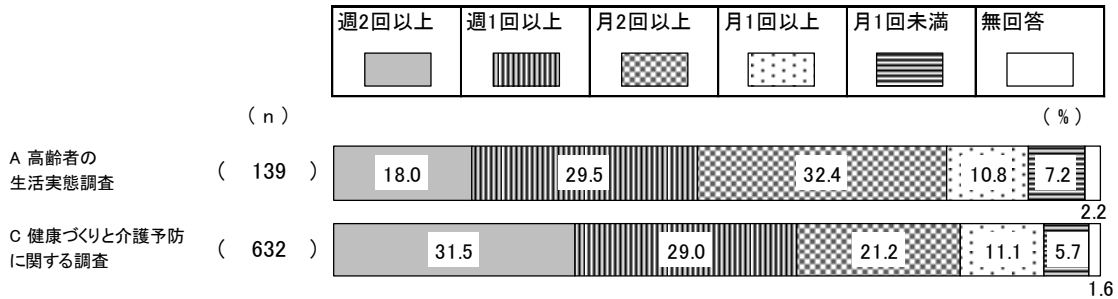


(3) あなたは、友達づくりや生きがいのために地域住民同士が集う交流サロンや趣味の講座、サークル活動等に参加していますか。(④のみ複数回答)

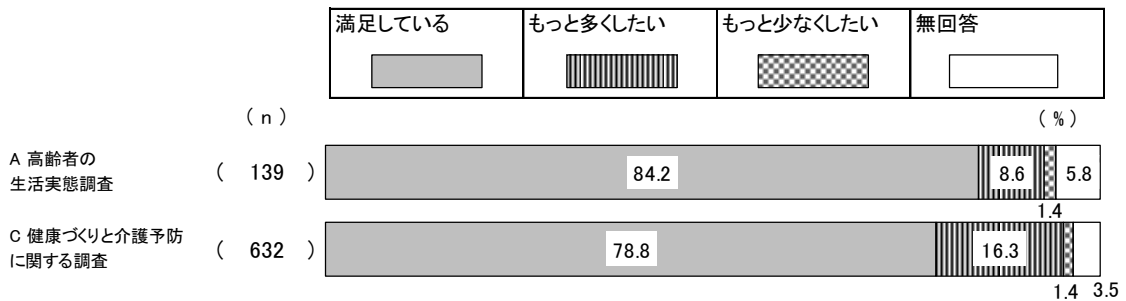
①参加状況



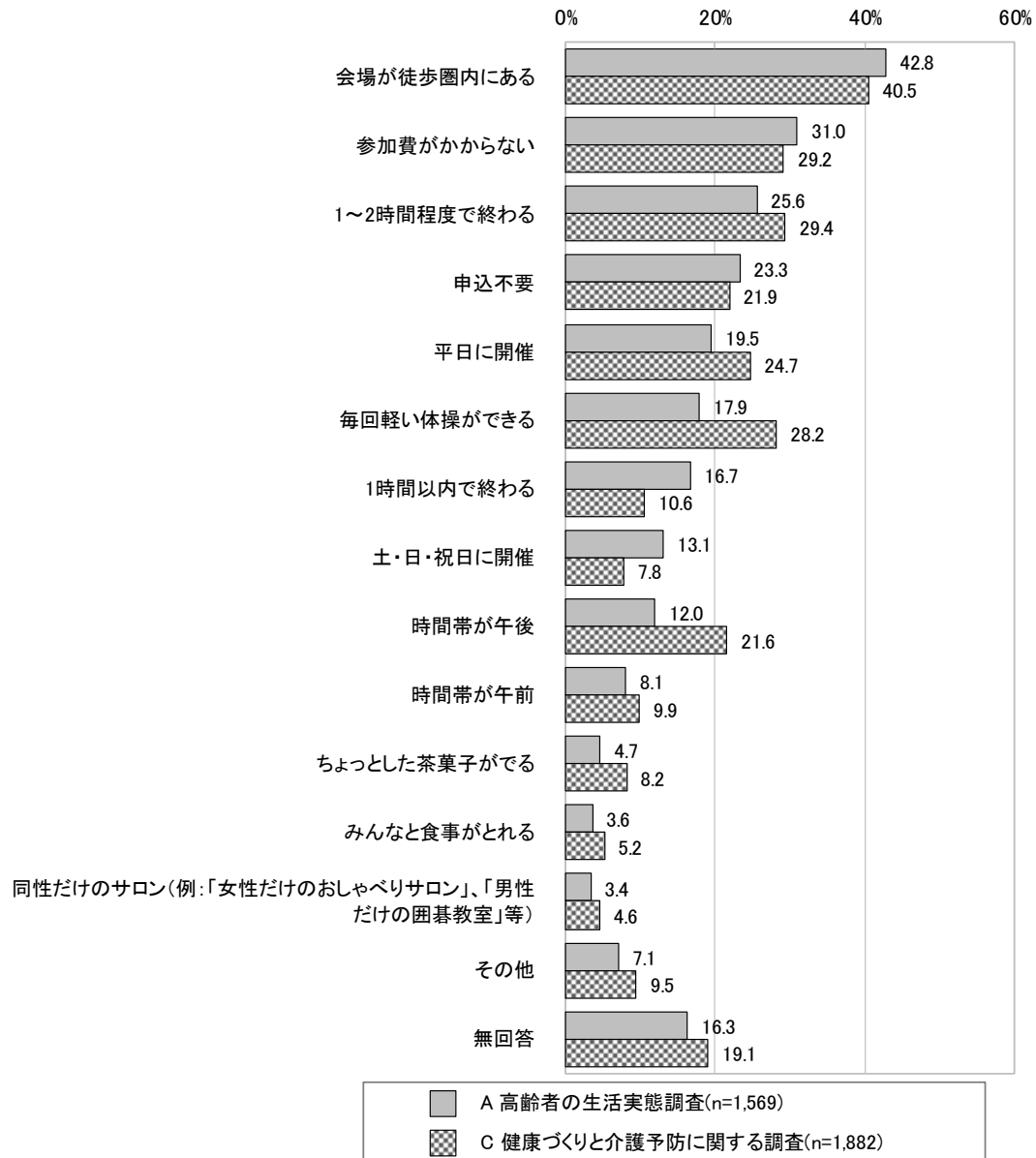
②参加している人の参加頻度



③現在の参加頻度に対する満足度

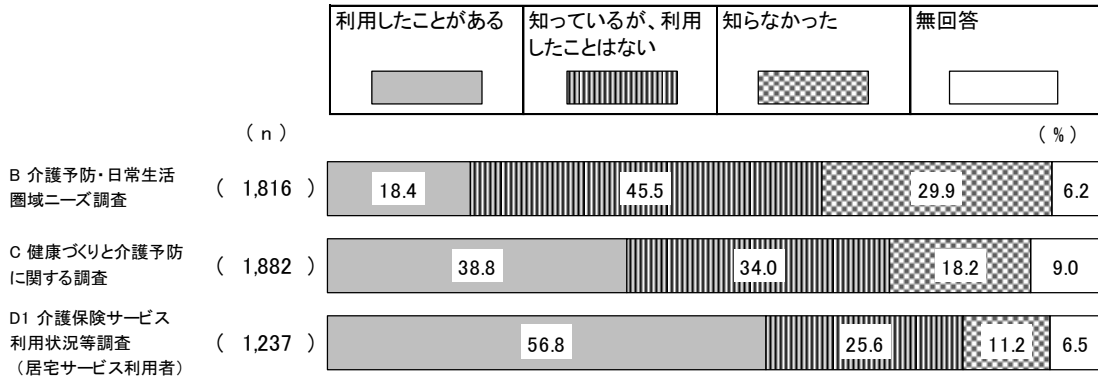


④参加条件



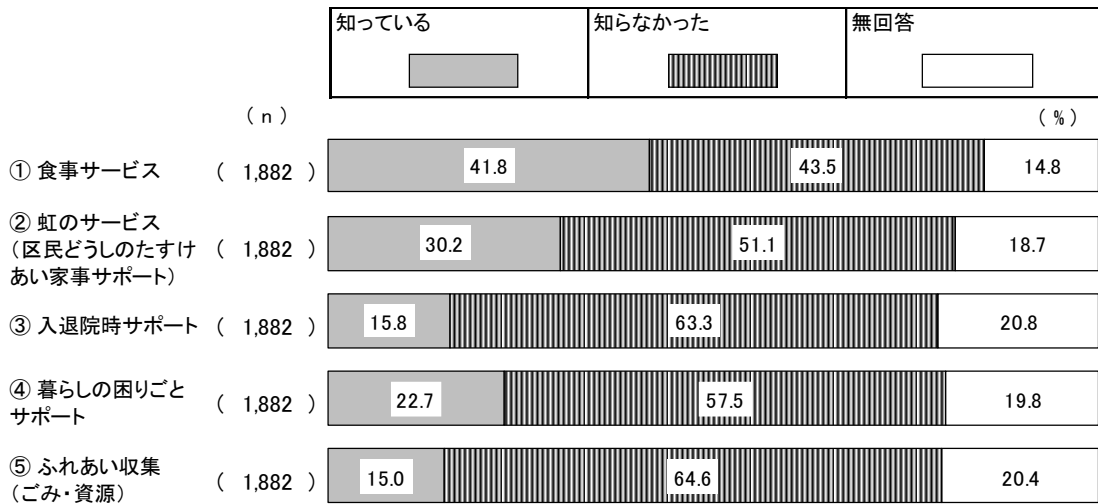
目標2 生活支援 互いに支え合う地域づくりを推進します

(1) あなたは、「おとしより相談センター（地域包括支援センター）」をご存知ですか。



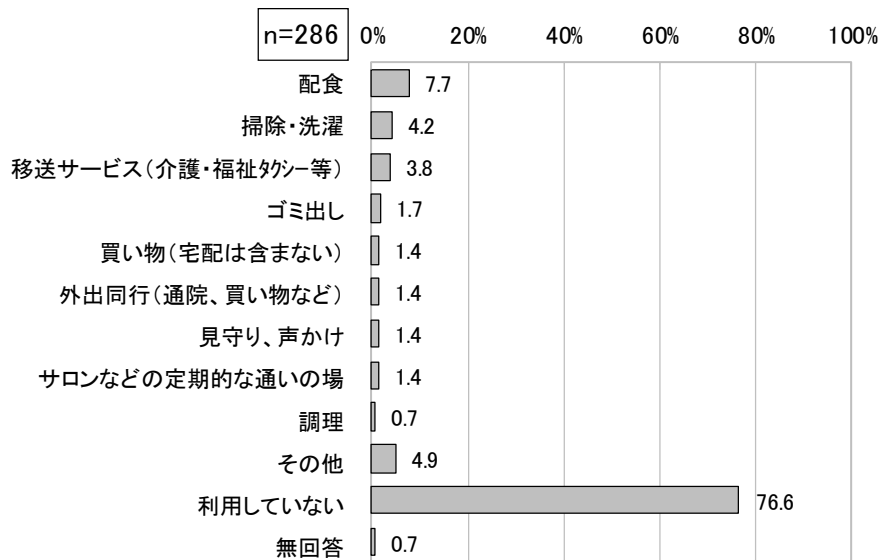
(2) 中央区では、社会福祉協議会などとともに日常生活を支援するサービスを提供しています。あなたは、次のようなサービスをご存知ですか。

<C 健康づくりと介護予防に関する調査>



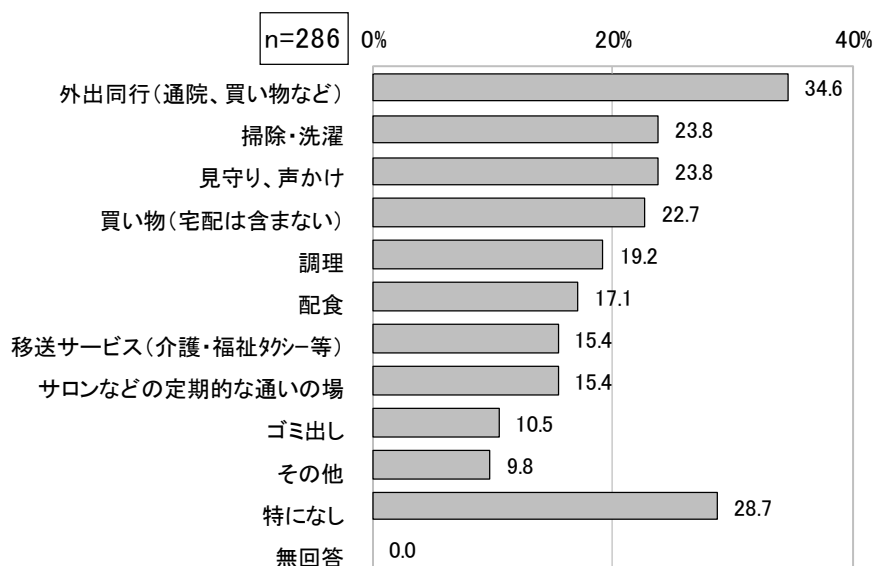
(3) 現在利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービスについてご回答ください。【複数回答】

<D-2 在宅介護実態調査>



(4) 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください。【複数回答】

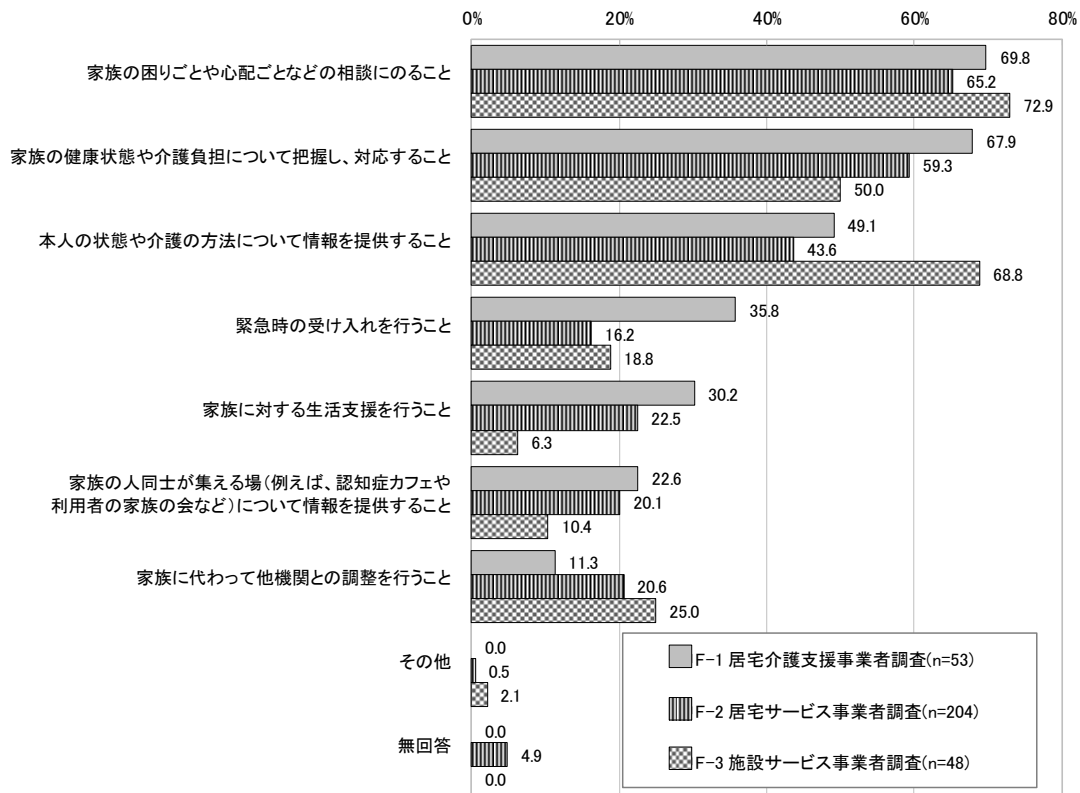
<D-2 在宅介護実態調査>



目標3 認知症ケア 認知症ケアを推進します

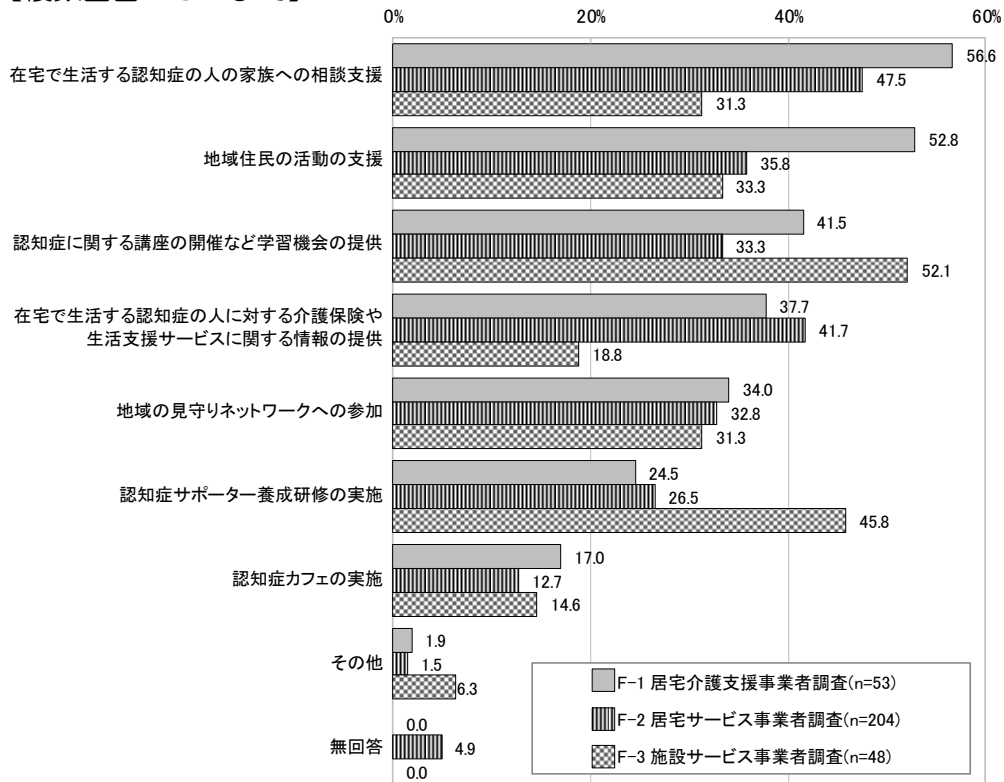
(1) 認知症の利用者の家族への支援として特に必要と思われることは何ですか。

【複数回答：3つまで】



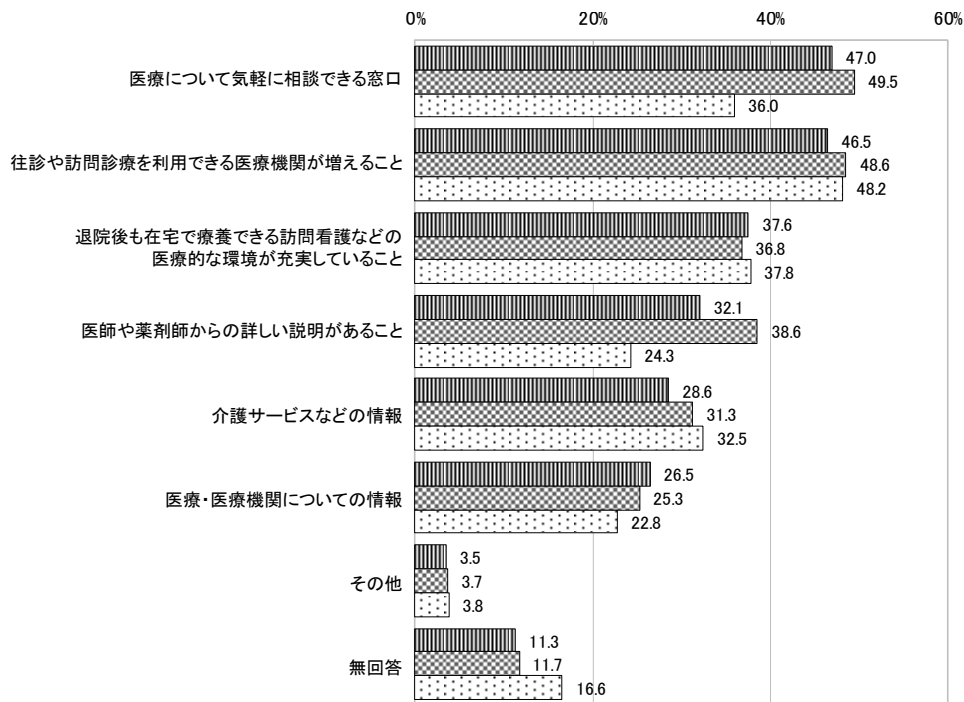
(2) 地域住民の認知症の理解を促進するために特に必要と思われることは何ですか。

【複数回答：3つまで】



目標4 医療 在宅療養の支援を推進します

(1) 在宅で医療処置を受けたり、医療機関を利用するときに、あなたはどのようなことがあればよいと思いますか。【複数回答】



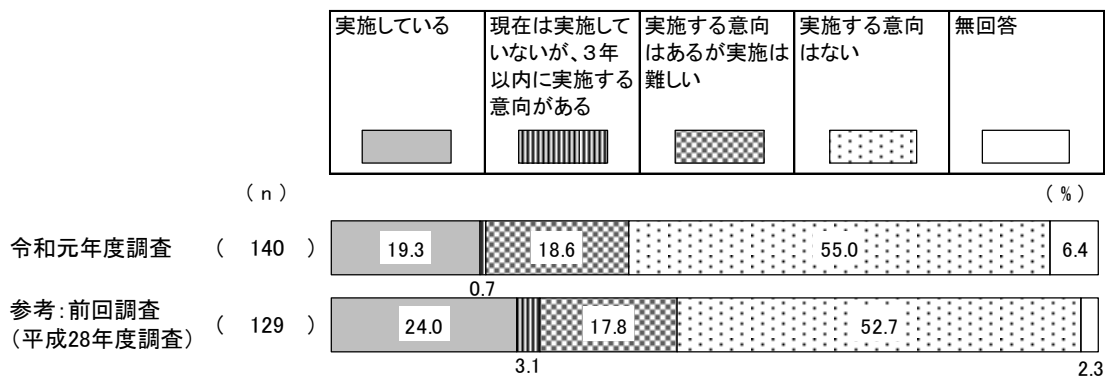
■ B 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(n=1,816)

■ C 健康づくりと介護予防に関する調査(n=1,882)

■ D1 介護保険サービス利用状況等調査(居宅サービス利用者)(n=1,237)

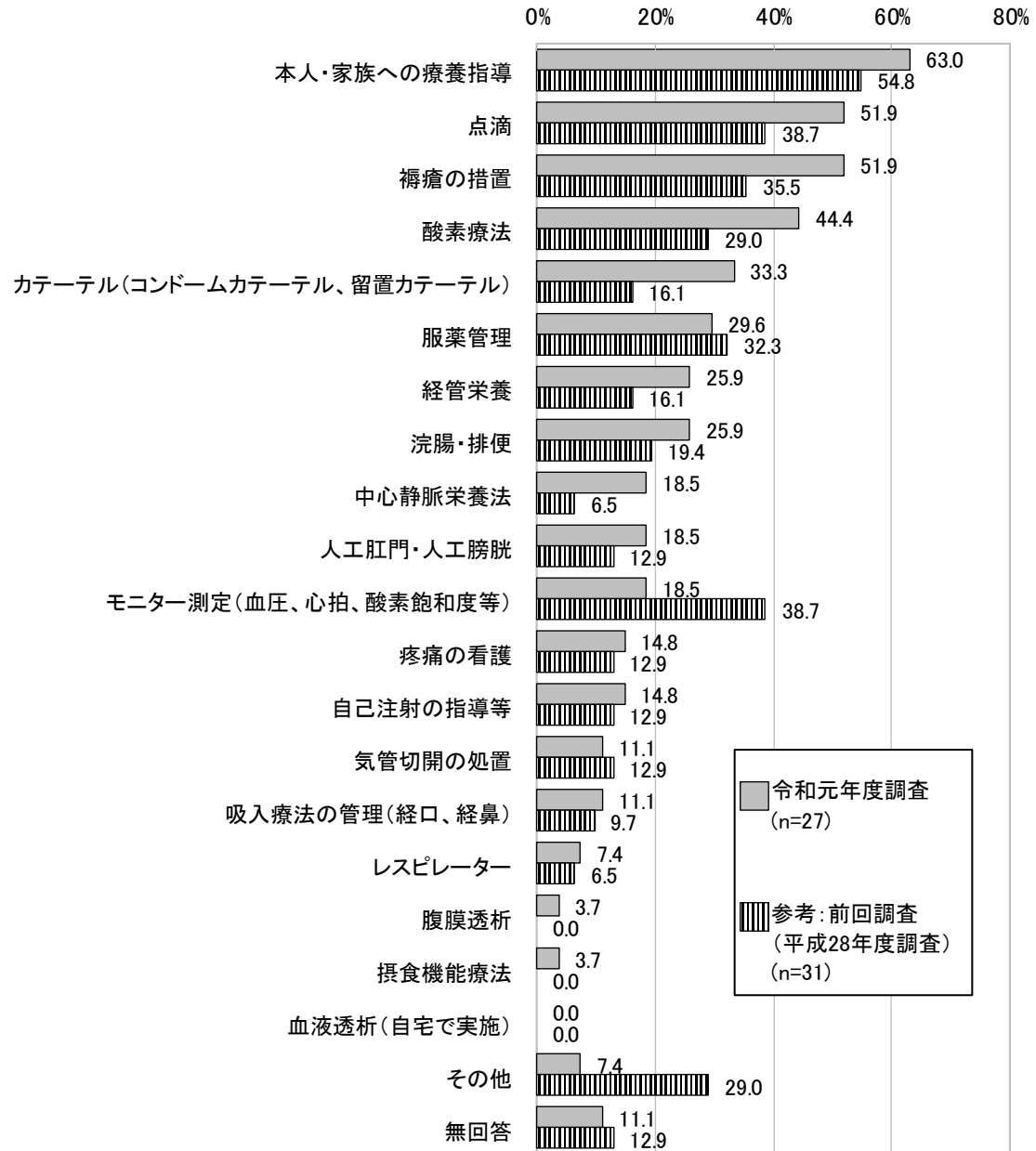
(2) 「往診」や「訪問診療」を実施していますか。また、今後実施する意向がありますか。

<G 在宅医療・介護に関する調査>



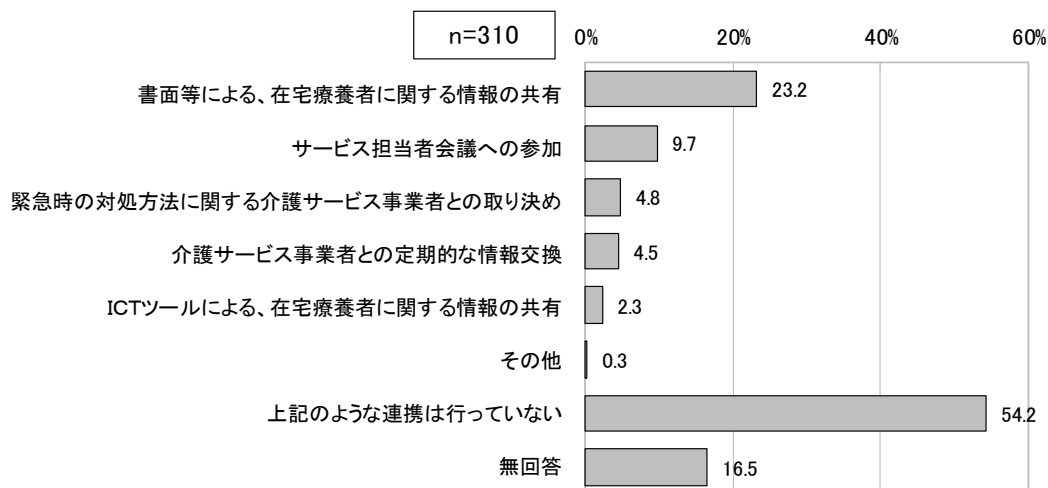
(3) 平成 30 (2018) 年 11 月から令和元 (2019) 年 10 月までの 1 年間に、「往診」や「訪問診療」で実施した処置は何ですか。【複数回答】

<G 在宅医療・介護に関する調査>



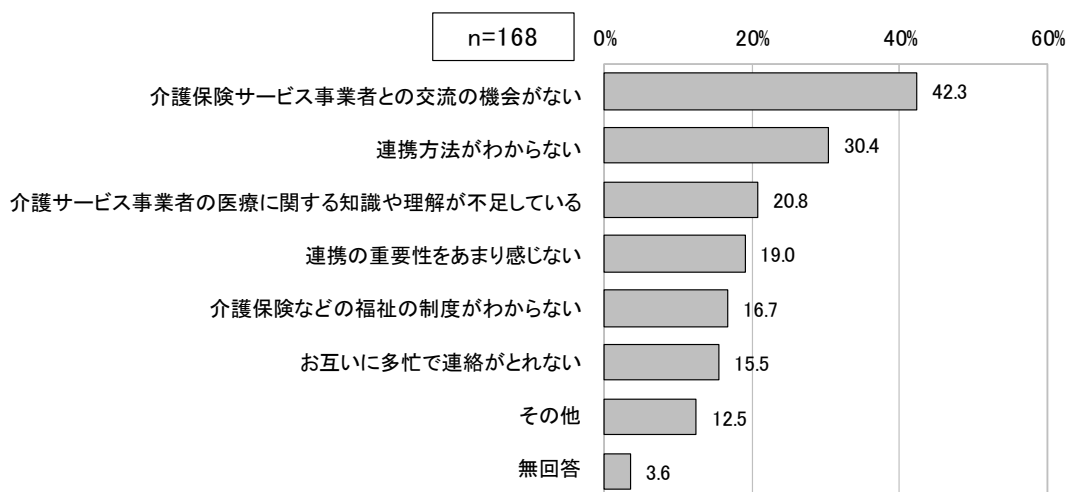
(4) 介護サービス事業者との連携について、次のようなことを行っていますか。
【複数回答】

<G 在宅医療・介護に関する調査>

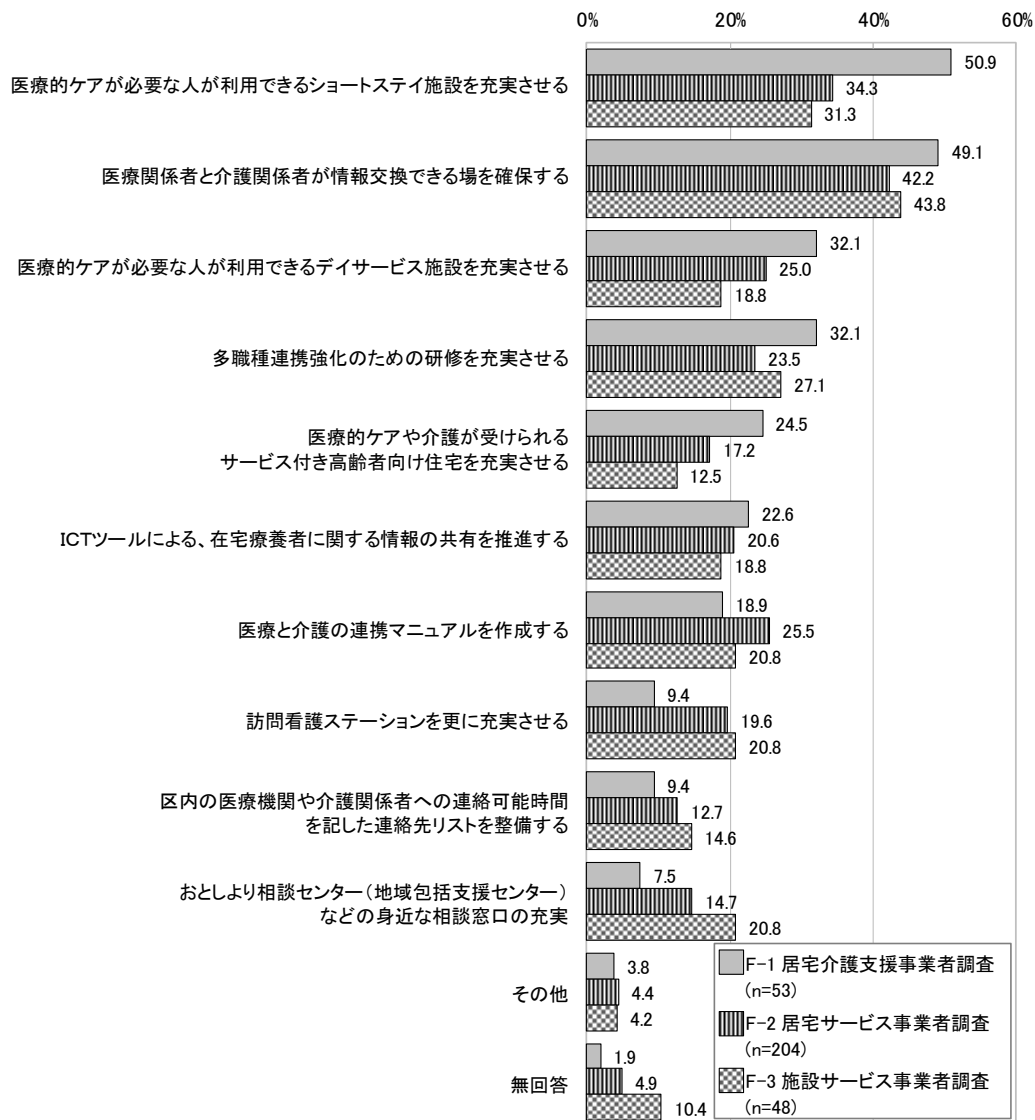


(5) 介護サービス事業者との連携を行っていない理由は何ですか。【複数回答】

<G 在宅医療・介護に関する調査>

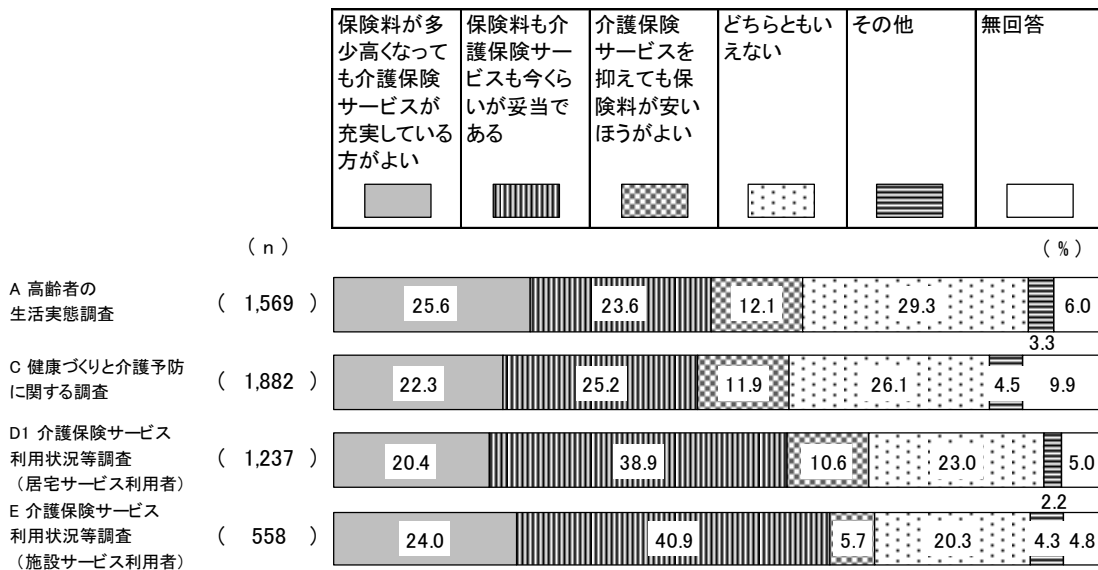


(6) 医療と介護を一体的に提供し、在宅療養支援を進めていくため、医療機関、介護サービス事業者、行政はどのようなことに取り組むことが必要だと思いますか。
【複数回答：3つまで】



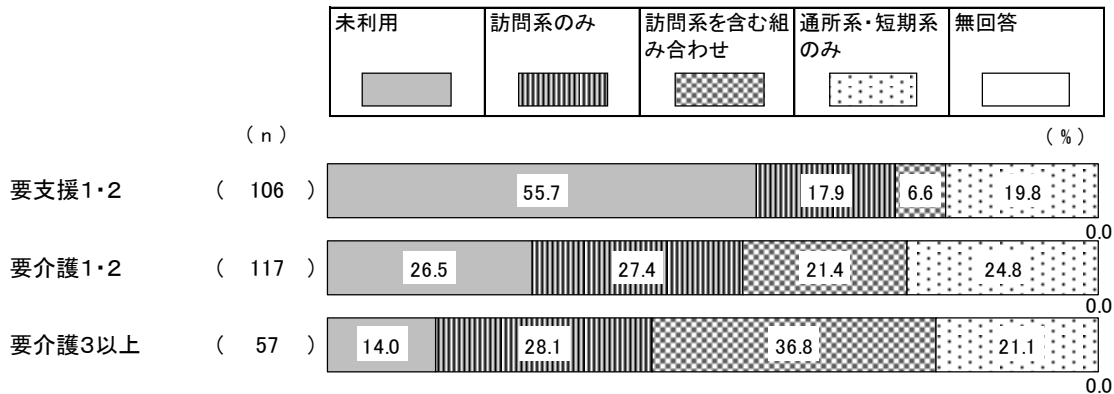
目標5 介護 介護サービスの充実と人材確保を推進します

(1) 今後、高齢者が増加していくにつれて介護保険料が高くなることが想定されますが、あなたは、今後の介護保険料のあり方についてどう思いますか。



(2) 要介護度別・サービス利用の組み合わせ(認定情報及び給付実績データに基づき集計)

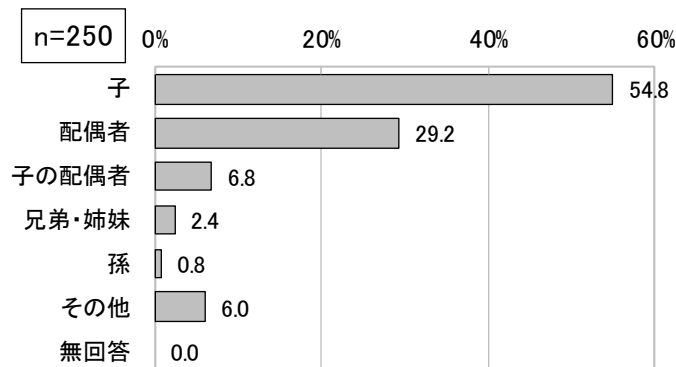
<D-2 在宅介護実態調査>



未利用	「住宅改修」、「福祉用具貸与・購入」のみ利用を集計
訪問系のみ	(介護予防)訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を集計
通所系	(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護を「通所系」として集計
短期系	(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護を「短期系」として集計
訪問系を含む組み合わせ	上表の「訪問系」+「通所系」、「訪問系」+「短期系」、「訪問系」+「通所系」+「短期系」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護多機能型居宅介護」の利用を集計
通所系・短期系のみ	上表の「通所系」、「短期系」、「通所系」+「短期系」の利用を集計

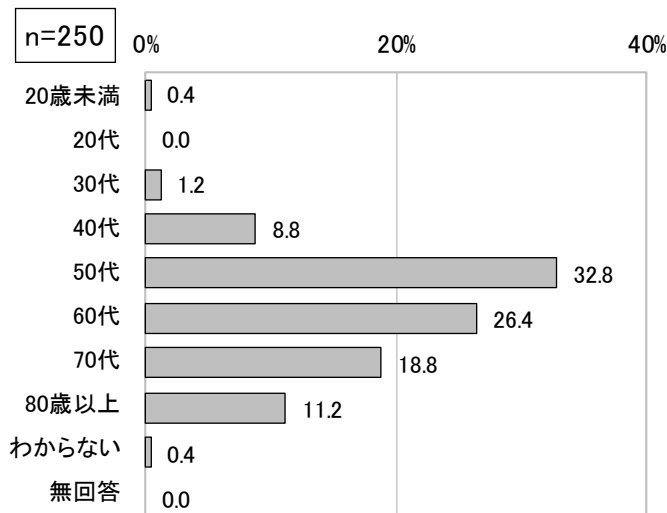
(3) 主な介護者の方は、どなたですか。

<D-2 在宅介護実態調査>



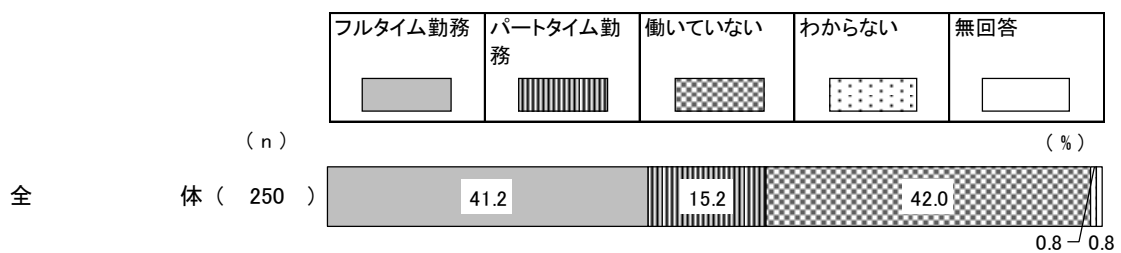
(4) 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。

<D-2 在宅介護実態調査>



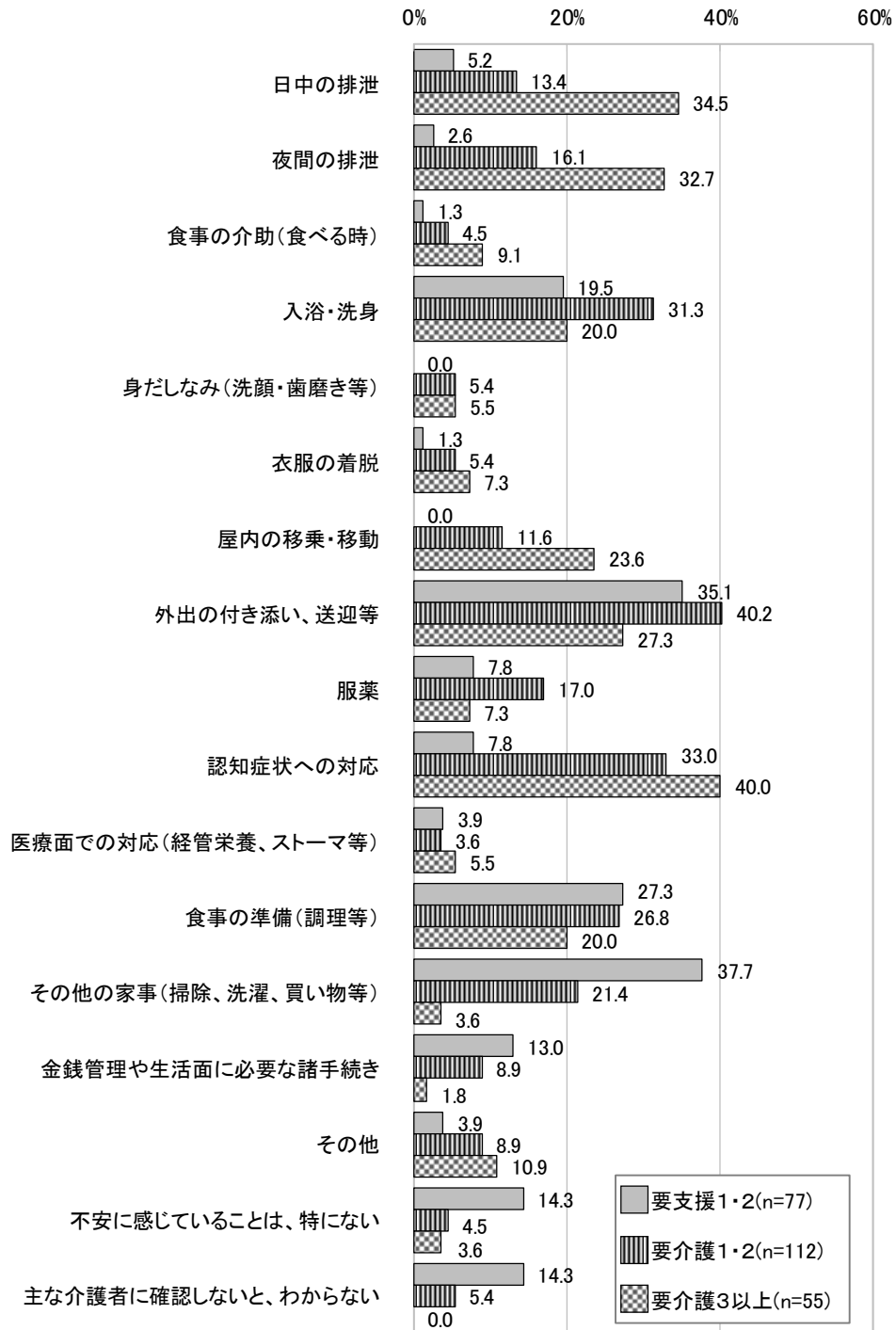
(5) 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください。

<D-2 在宅介護実態調査>



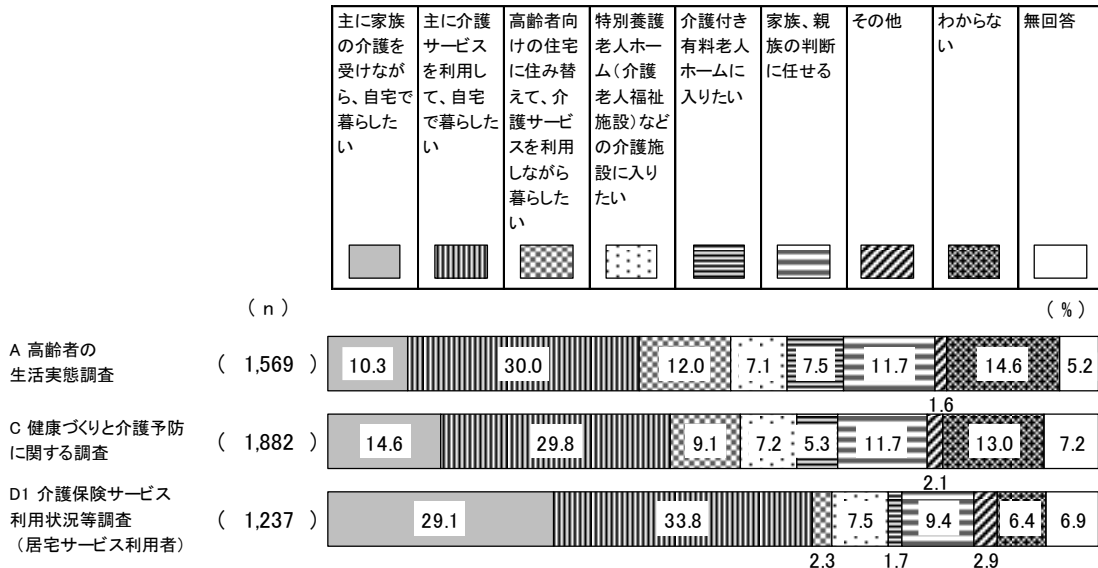
(6) 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、ご回答ください。(現状で行っているか否かは問いません)
【複数回答：3つまで】

<D-2 在宅介護実態調査>



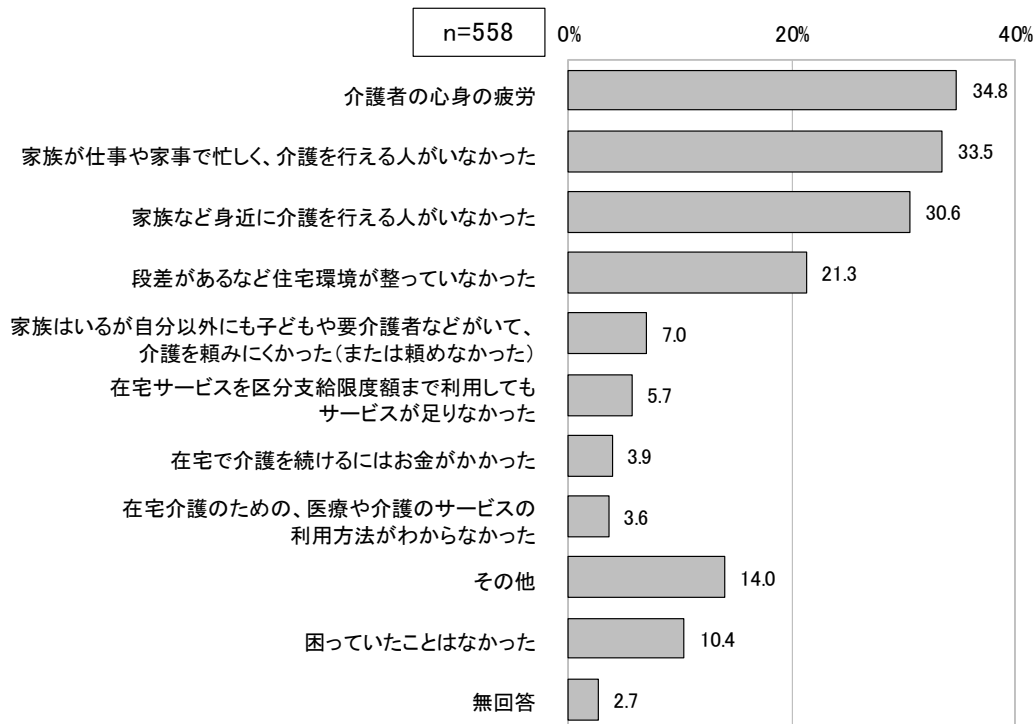
目標6 住まい 安心して生活できる住まいの確保を支援します

(1) あなたは今後、どのような介護を希望しますか。



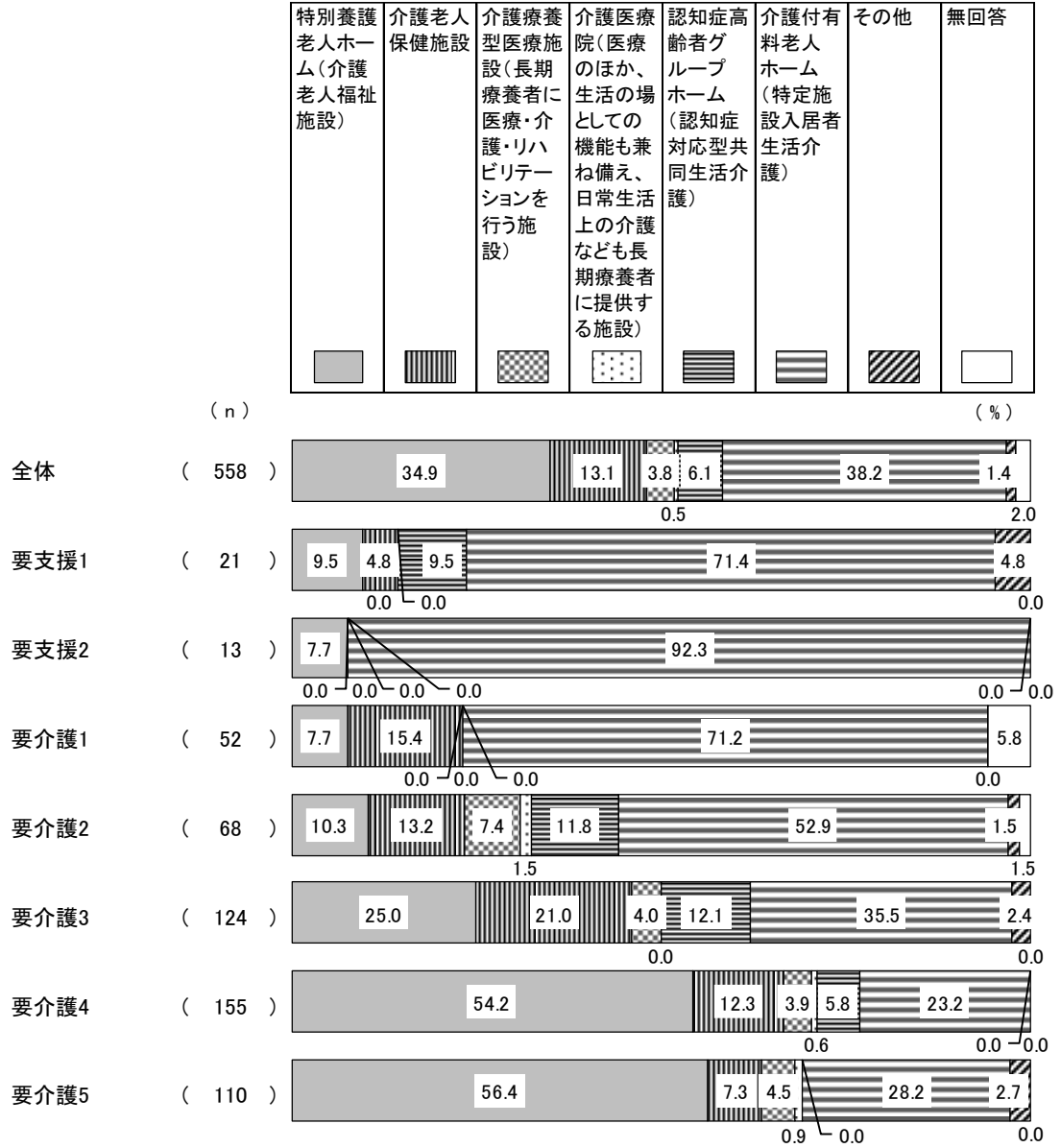
(2) あなたが、現在の施設に入所する前までに在宅生活を送るうえで困っていたことは何ですか。【複数回答】

<E 介護保険サービス利用状況等調査【施設サービス利用者】>



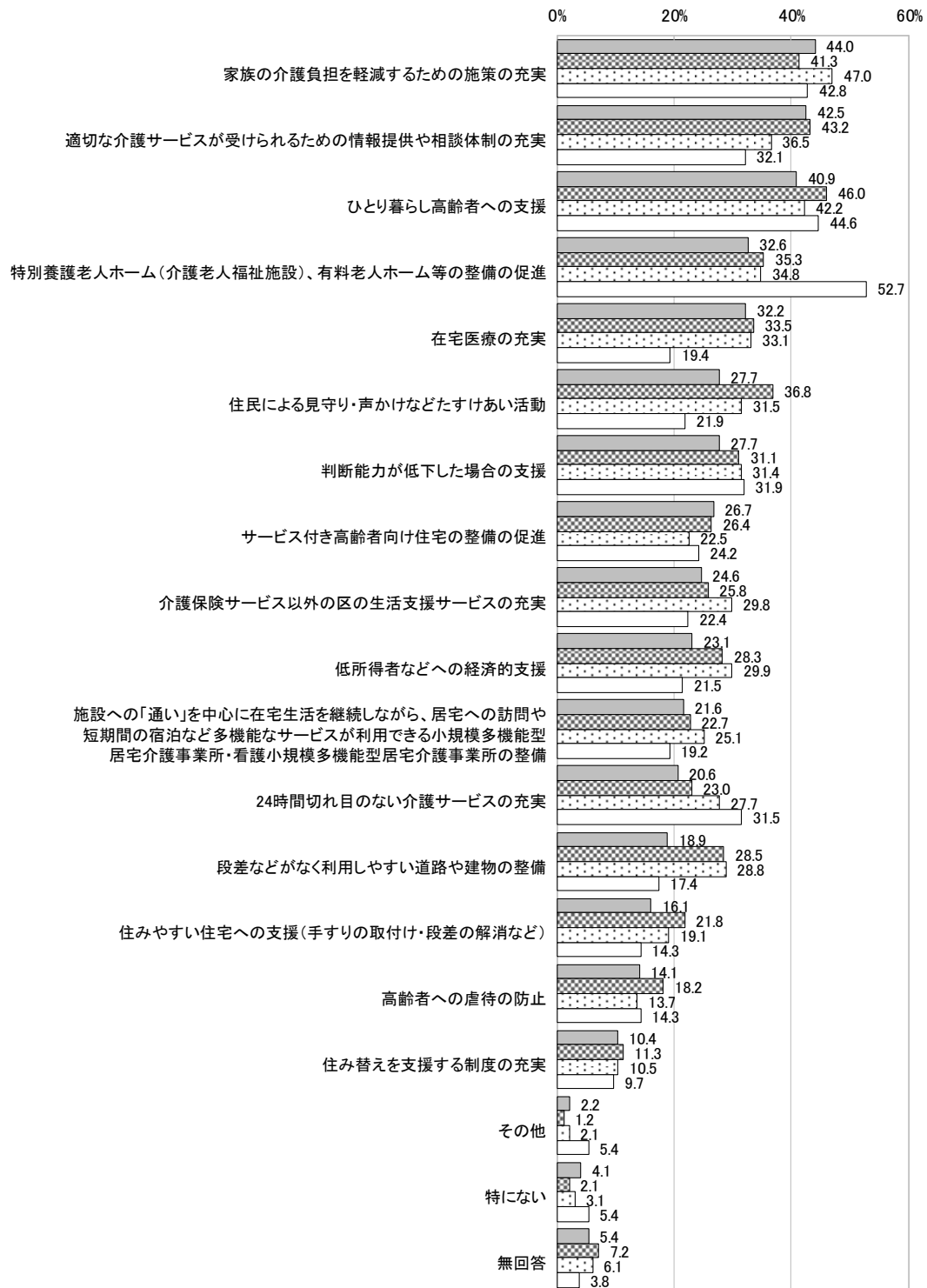
(3) あなたが、入所している施設は何ですか。

＜E 介護保険サービス利用状況等調査【施設サービス利用者】＞



※このグラフは回答に基づく集計結果であり、要介護度により利用できる介護保険サービスとは必ずしも一致しない。

(4) 住み慣れた地域で暮らし続けるために、これからの高齢者保健福祉施策で中央区が力を入れていくべきものは何だと思えますか。【複数回答】



A 高齢者の生活実態調査(n=1,569)
 C 健康づくりと介護予防に関する調査(n=1,882)
 D1 介護保険サービス利用状況等調査(居宅サービス利用者)(n=1,237)
 E 介護保険サービス利用状況等調査(施設サービス利用者)(n=558)

6 介護保険サービスの内容

		サービス名	内容
居宅サービス	介護サービス	訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの生活全般にわたる援助を行うサービス
		訪問入浴介護	居宅を訪問し、持参した浴槽によって行う入浴のサービス
		訪問看護	看護師、准看護師、保健師、理学療法士および作業療法士等が居宅を訪問して行う療養上の世話、または必要な診療の補助を行うサービス
		訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするサービス
		通所介護	通所介護施設で入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練やレクリエーションを行うサービス
		通所リハビリテーション	介護老人保健施設、病院や診療所等で提供する、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするサービス
		短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの施設で短期間入所している利用者に対し、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練等を行うサービス
		短期入所療養介護	介護老人保健施設などで短期間入所している利用者に対し、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほか必要となる医療、日常生活上の世話を行うサービス
		居宅療養管理指導	病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが療養上の管理および指導を行うサービス
		福祉用具貸与	利用者の心身の状況、希望およびその環境を踏まえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、車いす・特殊寝台などの福祉用具を貸与するサービス
		特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた特定施設サービス計画に基づいて行う入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談および助言、機能回復のための訓練等を行うサービス
		特定福祉用具購入費の支給	福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないものを購入した費用を支給するサービス

サービス名		内容
居宅サービス (続き)	介護サービス (続き)	住宅改修費の支給 自宅のできる限り自立した生活を続けるために、手すりの取付けや段差の解消などの身体機能にあわせた改修をした費用を支給するサービス
	居宅介護支援	居宅サービスなど利用者が日常生活を送るために必要となる保健医療・福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、心身の状況、おかれている環境などに応じて、利用するサービスの種類や内容を定めたケアプランを作成し、そのプランに基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うサービス
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	介護予防を目的として、居宅を訪問し、持参した浴槽によって行う入浴のサービス
	介護予防訪問看護	介護予防を目的として、看護師などが居宅を訪問して行う、療養上のサービスまたは必要な診療の補助を行うサービス
	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防を目的として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、居宅を訪問して心身機能の維持回復などを図るサービス
	介護予防通所リハビリテーション	介護予防を目的として、介護老人保健施設、病院、診療所などで行われる理学療法、作業療法、そのほかの必要なりハビリテーションを行うサービス
	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどで短期間入所している利用者に対し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練などを行うサービス
	介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設などで短期間入所している利用者に対し、介護予防を目的として、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要となる医療、日常生活上の支援を行うサービス
	介護予防居宅療養管理指導	介護予防を目的として、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが、療養上の管理および指導を行うサービス

サービス名		内容
居宅サービス (続き)	介護予防福祉用具貸与	介護予防を目的として、利用者の心身の状況、希望およびその環境を踏まえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、手すりなどの福祉用具を貸与するサービス
	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している利用者に対して、介護予防を目的として、その施設が提供するサービスの内容などを定めた介護予防特定施設サービス計画に基づいて行う入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の支援、機能回復および維持のための訓練などを行うサービス
	特定介護予防福祉用具購入費の支給	福祉用具のうち、介護予防に効果があるものであって、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないものを購入した費用を支給するサービス
	介護予防住宅改修費の支給	自宅でできる限り自立した生活を続けるために、介護予防を目的とする手すりの取付けや段差の解消などの身体機能にあわせた改修をした費用を支給するサービス
	介護予防支援	介護予防サービスなど介護予防に効果のある保健医療・福祉サービスを適切に利用することができるよう、心身の状況などに応じて、利用するサービスの種類や内容を定めた介護予防ケアプランを作成し、そのプランに基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うサービス
施設サービス	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム（入所定員が 30 人以上）であって、提供するサービスの内容などを定めた施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うサービス
	介護老人保健施設	提供するサービスの内容などを定めた施設サービス計画に基づいて、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、そのほかの必要な医療、日常生活上の世話を行うサービス
	介護療養型医療施設	長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養病床などのある病院または診療所で、提供するサービスの内容などを定めた施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、そのほかの世話、機能訓練および必要な医療を行うサービス
	介護医療院	要介護者に対し、提供するサービスの内容を定めた施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、そのほかの長期療養のために必要な医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供するサービス

	サービス名	内容
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的に居宅を訪問して行う入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、また利用者からの連絡によって日常生活上の緊急時の対応などを行うサービス
	夜間対応型訪問介護	夜間、定期的に利用者の居宅を訪問して行う入浴、排泄、食事などの介護、また利用者からの連絡によって日常生活上の緊急時の対応などを行うサービス
	認知症対応型通所介護	認知症の人に対して、通所介護施設で、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援や機能訓練を行うサービス
	小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組みあわせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス
	認知症対応型共同生活介護	認知症の人に対し、共同生活を通して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事などの介護、そのほか日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービス
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設（入居定員が 30 人未満）に入居している利用者に対して、提供するサービスの内容などを定めた地域密着型特定施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談および助言、機能回復のための訓練等を行うサービス
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設（入所定員が 30 人未満）に入所している利用者を対象として、提供するサービスの内容などを定めた地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うサービス
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護に加え、必要に応じて訪問看護を行うサービス
	地域密着型通所介護	通所介護施設（利用定員が 18 人以下）で入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練やレクリエーションを行うサービス

サービス名		内容	
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス	予防訪問サービス	ホームヘルパーが訪問して食事・入浴の介助等や掃除・洗濯・調理等により日常生活の支援を行うサービス
		予防生活援助サービス	事業者が訪問して掃除・洗濯・調理等の生活援助を行うサービス（身体介護は行わない）
	通所型サービス	予防通所サービス	日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス
		はつらつ健康教室	生活機能に低下が見られ、短期集中型トレーニングにより改善が見込まれる方を対象に、身体機能の向上を目的とした短期間（原則3カ月）の講座（一部マシントレーニングを含む）を行うサービス
	一般介護予防事業	訪問健康づくり	健康教室に通うことが困難と思われる方の居宅を保健師が訪問し、生活機能向上に必要な指導・助言をおこなうサービス
		高齢者通いの場	地域の方が運営する高齢者の交流サロン「高齢者通いの場」を区内各地域で開催している
		中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）	転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる中央区オリジナルの介護予防プログラム
		退職後の生き方塾	退職後の生き方のヒントや地域活動に参加するきっかけを提供するための講座
		セカンドライフ応援セミナー	中高年齢者が主体的に社会に参加し、生きがいを持って生活するきっかけとなるよう、ボランティア活動や就労支援事業、趣味を活用・披露する場を紹介するセミナー

7 計画策定までの検討経過等

(1) 中央区高齢者施策推進委員会の開催

回数	開催日	検討内容
令和元（2019）年度		
第1回	令和元（2019）年 7月18日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置付け及び策定スケジュール ・中央区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況（平成30（2018）年度） ・中央区高齢者生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（案）
第2回	令和元（2019）年 9月12日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区高齢者生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査票（案）
令和2（2020）年度		
第1回	令和2（2020）年 6月16日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況（令和元（2019）年度） ・中央区高齢者生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査結果報告
第2回	令和2（2020）年 7月21日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の枠組みおよび保健・医療・福祉に関する国・都の状況 ・高齢者を取り巻く状況 ・基本理念と基本目標
第3回	令和2（2020）年 8月26日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施策の方向性
第4回	令和2（2020）年 10月29日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・中間のまとめ（案）
第5回	令和3（2021）年 2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画シンポジウムの報告 ・パブリックコメント結果 ・中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画シンポジウムの開催

開催日 令和2(2020)年12月20日(日)
場所 中央区役所8階大会議室
内容 基調講演
中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について

(3) パブリックコメントの実施

実施期間 令和2(2020)年12月11日(金)～令和3(2021)年1月8日(金)

8 中央区高齢者施策推進委員会 委員名簿

区 分		氏 名	所 属 団 体
学識経験者	委員長	和 気 康 太	明治学院大学社会学部教授
	副委員長	望 月 孝 裕	明星大学人文学部福祉実践学科 特任准教授
医療関係団体		斎 藤 達 也	中央区医師会
		玉 寄 兼 治	日本橋医師会
		寺 田 香 織	京橋歯科医師会
		加 藤 弘 文	お江戸日本橋歯科医師会
		佐 久 間 悟	京橋薬剤師会
		菅 野 佐 百 合	日本橋薬剤師会
福祉関係団体		田 中 榮 子	中央区民生・児童委員協議会（令和元年12月15日まで）
		平 賀 淳 子	中央区民生・児童委員協議会（令和元年12月16日から）
		岡 田 良 光	中央区高齢者クラブ連合会
		古 田 島 幹 雄	中央区社会福祉協議会
区民代表		土 田 笑 子	公募区民（第1号被保険者）
		佐 藤 千 佳 子	公募区民（第2号被保険者）
		問 矢 重 三	公募区民（介護保険サービス利用者またはその家族等）
福祉サービス事業者		吉 澤 衣 代	中央区介護保険サービス事業者連絡協議会
		中 島 佳 久	中央区シルバー人材センター（令和2年3月31日まで）
		坂 田 直 昭	中央区シルバー人材センター（令和2年4月1日から）
地域包括支援センター		渡 辺 恵 美 子	月島おとしより相談センター（令和元年9月30日まで）
		當 山 貴 子	月島おとしより相談センター（令和元年12月16日から）
区職員		浅 沼 孝 一 郎	企画部長
		田 中 智 彦	福祉保健部長
		吉 田 和 子	高齢者施策推進室長
		山 本 光 昭	中央区保健所長

（敬称略：順不同）

9 中央区高齢者施策推進委員会設置要綱

平成26年5月1日
26中福高第440号

(設置)

第1条 中央区(以下「区」という。)における高齢者施策及び介護保険事業に係る保険給付等の円滑な実施を図るため、「中央区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「計画」という。)の見直しを行うとともに、事業の実施状況を点検・検討し、その推進を図るため、中央区高齢者施策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、その結果を区長に報告する。

- 一 計画の改定に関すること。
- 二 計画の進捗状況の点検及び計画の推進に関すること。
- 三 介護サービスの量の確保と質の向上に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進委員会は、21人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験を有する者 2人以内
- 二 医療関係団体の構成員 6人以内
- 三 福祉関係団体の構成員 3人以内
- 四 区民代表 3人以内
- 五 福祉サービス事業者 2人以内
- 六 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員 1人以内
- 七 区の職員 4人以内

3 前項第4号の区民代表は、公募による。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内において、区長が別に定める。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等及びその職務)

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、福祉保健部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3（2021）年3月発行

刊行物登録番号
2-109

発行 中央区福祉保健部 高齢者福祉課・介護保険課
〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号
電話：03-3546-5353（高齢者福祉課 直通）
03-3546-5642（介護保険課 直通）



中央区